

人事委員会年報

令和 6 年度
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

岩手県人事委員会

目 次

第1	令和6年度における人事委員会の活動概要	1
第2	人事委員会	
1	人事委員	2
2	人事委員会会議	
(1)	年間開催状況	2
(2)	審議事項	4
3	条例案等に対する意見	9
4	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	12
5	委員会の調査活動	18
第3	事務局	
1	事務局	
(1)	組 織	19
(2)	事務分掌	19
(3)	事務局職員の配置	20
(4)	事務局職員一覧表	21
(5)	予 算	22
(6)	主な行事・業務	23
(7)	諸会議等	26
2	任用関係事務	
(1)	概況	31
(2)	採用試験の実施状況	32
(3)	選考による採用及び昇任	41
(4)	採用選考の実施状況	42
3	給与関係事務	
(1)	令和6年の給与等の報告及び勧告	43
(2)	初任給等規則の規定に基づく承認事務	58
(3)	職員の状況	60
4	分限及び懲戒	
(1)	分限処分の状況	66
(2)	懲戒処分の状況	67
5	審査関係事務	
(1)	公平審査関係	68
(2)	職員苦情相談	70
(3)	職員団体関係	71
(4)	労働基準監督関係	72
(5)	公平事務委託市町村等の事務の受託状況	73
(6)	退職管理関係	73
6	参考資料	
(1)	初任給基準表	74
(2)	級別職務区分表	76
(3)	給料の特別調整額	99
(4)	職員の昇格実施基準	107
(5)	管理職員等の範囲	108
(6)	登録職員団体一覧	118
(7)	号別区分表	119
(8)	市町村等公平事務受託状況一覧	120

第1 令和6年度における人事委員会の活動概要

令和6年度における人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会6回の計28回開催し、144案件について審議を行った。

また、現場調査活動として、現場職員の声を聴く会を3公所で開催したほか、県議会からの求めに応じて、条例案10件に対する意見を回答した。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官A（男性・女性）及び警察官B（男性・女性）採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。

これら試験の実施結果の概況は、申込者総数が1,232人（前年度比84人減）、受験者総数が950人（前年度比27人減）と前年度を下回り、減少傾向が続いている。最終合格者の受験者に対する平均倍率は2.5倍で、前年度より0.8ポイント下回った。

上記試験のほか、障がい者を対象とした採用選考、警察官（武道指導）採用選考、県職員（教育行政職）採用選考及び任期付職員経験者採用選考を実施した。

給与関係では、民間給与実態調査及び職員給与実態調査を実施し、調査結果等に基づき公民比較、国、他県比較、生計費の算定等を行い、令和6年10月18日に議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

勧告においては、民間給与との較差を踏まえ、初任給を始め若年層に特に重点を置いた給料表全体の引上げのほか、期末手当・勤勉手当の支給割合を引き上げること（勤勉手当0.10月分）とした。

また、令和7年4月1日からの給与改定については、人事院が人事管理上の重点課題（①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備）に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」を勧告したことを踏まえ、人事院勧告の内容に準じ、時代の要請に即した給与制度に抜本的な転換を図る必要があることを勧告した。

公務運営に関する事項においては、有為な人材の確保、人材育成、柔軟な働き方の推進、仕事と生活の両立支援、長時間勤務の解消、ハラスメント防止対策、心身の健康管理について報告を行った。

公平審査関係では、不利益処分についての審査請求事案は、令和4年度に受理した1件、令和5年度に受理した1件、令和6年度に受理した2件、計4件のうち、2件を裁決し、令和6年度末の係属件数は2件である。

職員苦情相談については、受理件数が88件となり、前年度（85件）より3件増加した。

再就職者による現職職員への依頼等の規制関係については、令和6年度は、働きかけを受けた職員からの届出及び第三者からの通報等はなかった。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。

なお、受託市町村等は令和7年4月1日現在で、13市15町4村、18一部事務組合、3広域連合の合計53団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議、同協議会委員・事務局長合同会議等に参加して、他の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。

人 事 委 員 会

第2 人事委員会

1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和7年4月1日現在)

職名	氏名	委員(長)就任期間(任期)	備考
委員長	渡辺 正和	令和4.7.19～令和8.7.18	弁護士 委員長就任 令和4.7.19
委員 (委員長 職務代理者)	藤澤 敦子	令和3.7.17～令和7.7.16	公益財団法人役員
委員	早川 智子	令和5.7.3～令和9.7.2	会社員

2 人事委員会会議

令和6年度における人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会6回の計28回開催し、144案件について審議を行った。

月別の開催状況は、次のとおりである。

(1) 年間開催状況

月別	開催回数		議案件数										議事件数	協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計			
4	2		1			1	5	1				8			8
5	2					1	3					4			8
6	2					1	2					3			5
7	2		1									1		1	2
8	2		1	1		2						4		3	3
9	2	2	1									1		4	4
10	1	2							1			1		2	2
11	2					2		1				3		1	6
12	2		4					1				5		4	1
1	1		1			2						3			2
2	2						1	3		1		5		3	4
3	2	2	20	2		6	1	7				36		4	3
計	22	6	29	3	0	15	12	13	1	1	0	74	0	22	48

〔過去３年間の開催状況〕

年 度 別	開催回数		議 案 件 数										議 事 件 数	協 議 件 数	報 告 件 数
	定 例	臨 時	規 則	告 示 等	通 知	試 験	審 査	承 認	勸 告	意 見	そ の 他	計			
R5	22	6	19	2	0	16	8	10	1	3	1	60	1	13	52
R4	22	7	41	6	0	11	16	12	1	3	1	91	2	26	51
R3	22	5	17	3	1	9	18	10	1	5	2	66	0	9	55

(2) 審議事項

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
1	6. 4. 11 (木) 定例	議案 1 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に係る専決処理に関し承認を求めることについて 2 4人委（審）第4号事案に係る審理を委任する者の変更について 3 5人委（審）第1号事案に係る審理を委任する者の変更について 報告 1 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種試験アピール試験型先行実施枠の申込状況について 2 令和6年度岩手県警察官A採用試験の申込状況について 3 令和6年度岩手県職員等採用選考の実施について（警察官（武道指導）、教育行政職） 4 令和6年度労働基準及び労働安全衛生の状況に関する事業場調査の実施について 5 公務員の給与の状況について
2	6. 4. 25 (木) 定例	議案 1 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 令和5年度岩手県任期付職員採用候補者名簿を確定することについて 3 不利益処分についての審査請求の受理について 4 議案第3号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について 5 行政文書部分開示決定の審査請求に係る審理手続の終結について 報告 1 令和5年度採用候補者名簿からの採用状況について 2 令和6年職種別民間給与実態調査の実施概要について 3 令和5年度における懲戒処分及び分限処分の状況について
3	6. 5. 14 (火) 定例	議案 1 行政文書部分開示決定の審査請求に係る裁決について 報告 1 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種試験第1次試験（アピール試験型先行実施枠）の実施状況について 2 令和6年度岩手県警察官A採用試験（第1回目）第1次試験の実施状況について 3 関係労働団体からの要請について 4 職員からの苦情相談の状況について
4	6. 5. 30 (木) 定例	議案 1 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種候補者名簿（アピール型先行実施枠）を確定することについて 2 行政文書非開示決定の審査請求に係る審理手続の終結について 3 行政文書非開示決定の審査請求に係る裁決について 報告 1 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（通常枠）申込状況について 2 令和6年度岩手県職員採用選考（障がい者）の実施について 3 勤務間インターバルの試行実施について 4 在宅勤務制度の見直し状況について
5	6. 6. 20 (木)	議案 1 令和6年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官A）を確定することについて

	定例	2 不利益処分についての審査請求の受理について 3 議案第2号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について 報告 1 令和6年度岩手県警察官（武道指導（大卒程度））採用選考の実施結果について
6	6.6.26 （水） 定例	報告 1 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（専門試験型及びアピール試験型通常枠）第1次試験の実施状況について 2 令和5年度職員の超過勤務及び年次休暇取得の状況について 3 他律的な業務の比重が高い部署の指定の状況について 4 関係労働団体からの要請について
7	6.7.11 （木） 定例	議案 1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 報告 1 令和6年6月県議会定例会の状況について
8	6.7.25 （木） 定例	協議事項 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（専門試験型）一般行政A第2次試験の実施状況について
9	6.8.8 （木） 定例	議案 1 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種候補者名簿（一般行政A）を確定することについて 2 令和6年度岩手県職員採用Ⅰ種候補者名簿（一般行政Aを除く）を確定することについて 協議事項 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職の格付けについて 報告 1 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果について
10	6.8.23 （金） 定例	議案 1 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について 2 級別職務区分表の告示の一部改正について 協議事項 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 令和6年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験の申込状況について 2 令和6年度岩手県警察官A採用試験（2回目）及び警察官Bの申込状況について
11	6.9.5 （木） 臨時	協議事項 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 県職員（任期付職員経験者、教育行政職）選考実施結果について 2 関係労働団体からの要請について
12	6.9.12 （木） 定例	協議事項 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について
13	6.9.19 （木） 臨時	議案 1 特勤勤務手当等に関する規則の一部改正について 協議事項

		1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について
14	6.9.26 (木) 定例	協議事項 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 不利益処分についての審査請求事案の審査の進行状況について 2 関係労働団体からの要請について
15	6.10.2 (水) 臨時	協議事項 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 関係労働団体からの要請について
16	6.10.10 (木) 定例	協議事項 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 関係労働団体からの要請について
17	6.10.18 (金) 臨時	議案 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について
18	6.11.21 (木) 定例	議案 1 令和6年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種候補者名簿を確定することについて 2 5人委（審）第1号事案に係る審理長職務代理者の指名に係る専決処理に関し承認を求 めることについて 協議事項 1 事業場調査結果等に基づく指導方針について 報告事項 1 不利益処分についての審査請求事案の審査の進行状況について（1） 2 不利益処分についての審査請求事案の審査の進行状況について（2） 3 令和5年度上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員に係る要因の整理、分析及び検証等の 結果について 4 解雇予告除外認定について
19	6.11.27 (水) 定例	議案 1 令和6年度岩手県警察官採用候補者名簿を確定することについて 報告事項 1 令和6年度岩手県警察官（武道指導（高卒程度））採用選考の実施結果について 2 令和6年都道府県人事委員会勧告等のまとめについて
20	6.12.12 (木) 定例	議案 1 条例案に対する意見の専決処理に関し承認を求めることについて 協議事項 1 給与改定等に関する規則の改正について 2 令和7年度岩手県職員採用試験の見直しについて 報告事項 1 令和6年12月議会定例会の状況について

21	6. 12. 20 (金) 定例	議案 1 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2 職員の任用に関する規則の一部改正について 3 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 4 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 協議事項 1 不利益処分についての審査請求の裁決方針について 2 会計年度任用職員の報酬等の取扱いに係る人事委員会承認に関して包括承認とすることについて
22	7. 1. 23 (木) 定例	議案 1 職員の任用に関する規則の一部改正について 2 令和7年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（アピール試験型）の実施について 3 令和7年度岩手県警察官A採用試験の実施及び警視総監との警察官A採用試験の第一次試験の共同実施について 報告事項 1 公務員の給与の状況について 2 不利益処分についての審査請求事案の審査の進行状況について
23	7. 2. 13 (木) 定例	議案 1 職員の勤務延長の期限の延長について 協議事項 1 不利益処分についての審査請求の裁決方針について 2 不利益処分についての審査請求の裁決書案について 報告事項 1 解雇予告除外認定について 2 令和7年度組織改編の概要について 3 人事委員会報告を踏まえた対応状況について
24	7. 2. 19 (水) 定例	議案 1 条例案に対する意見について 2 職員の選考による採用について 3 職員の勤務延長の期限の延長について 4 不利益処分についての審査請求の裁決について 協議事項 1 令和7年度岩手県採用試験の見直しについて 報告事項 1 解雇予告除外認定について
25	7. 3. 3 (月) 臨時	協議事項 1 給与関係の規則改正について 報告事項 1 関係団体からの要請について
26	7. 3. 12 (水) 定例 9:00	議案 1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 一般職の任期付職員の採用について 3 職員の職務の級の決定について 4 職務の級の上位の級の適用及び給料の特別調整額の上位区分の適用について

		協議事項 - 給与関係規則の改正について - 不利益処分についての審査請求の裁決方針について - 不利益処分についての審査請求の裁決書案について
27	7.3.17 (月) 臨時	議案 - 職員の選考による採用について - 職員の職務の級の決定について - 職員の勤務延長の期限の延長について - 令和7年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（専門試験型）の実施について - 令和7年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（アピール試験型）の実施について - 令和7年度岩手県職員採用Ⅱ種試験の実施について - 令和7年度岩手県職員採用Ⅲ種試験の実施について - 令和7年度岩手県警察官A採用試験の実施及び警視総監との警察官A採用試験の第1次試験の共同実施に関する実施要領の一部改正について - 令和7年度岩手県警察官B採用試験の実施及び警視総監との警察官B採用試験の第1次試験の共同実施について 報告事項 - 令和6年度事業場調査の実施結果について
28	7.3.25 (火) 定例	議案 - 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について - 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正について - 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について - 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について - 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について - 級別職務区分表の告示の一部改正について - 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について - 地域手当に関する規則の一部改正について - 初任給調整手当に関する規則の一部改正について - 通勤手当に関する規則の一部改正について - 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について - 特勤勤務手当に関する規則の一部改正について - へき地手当等に関する規則の一部改正について - 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について - 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について - 住居手当に関する規則の一部改正について - 単身赴任手当に関する規則の一部改正について - 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正について - 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について - 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について - 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について - 不利益処分についての審査請求の裁決について - 事務局職員の人事について 報告事項 - 事務局職員の人事について

3 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年 月 日	件 名	内 容	意 見
6. 12. 3	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のうち第2条並びに附則第1項及び第5項（議案第7号）	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例（職員の退職手当に関する条例）について整備をしようとするもの。	令和6年12月2日付け議第142号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第25号）	人事委員会勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定し、特定任期付職員等に対し勤勉手当を支給することとし、並びに特定任期付職員業績手当を廃止するとともに、併せて所要の整備をするもの。	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第26号）	人事委員会勧告に鑑み、任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するとともに、管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大しようとするもの。	
	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち第1条から第3条まで及び附則第1項から第16項まで（議案第27号）	人事委員会勧告に鑑み、一般職の職員の給料表の号給構成、給料月額、初任給調整手当及び通勤手当の支給限度額、扶養手当の額、地域手当の級地の区分及び支給割合、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに寒冷地手当の支給限度額及び支給地域を改定し、並びに一定の職務の級以上の職員について一定期間を特に良好な成績で勤務した場合に限り昇給を行うこととし、並びに管理職員特別勤務手当及び定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の支給範囲を拡大するとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正をする等所要の改正をしようとするもの。	

	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第28号）	諸般の情勢に鑑み会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改定するとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正をしようとするもの。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（議案第29号）	人事委員会勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、扶養手当の額、通勤手当の支給限度額、地域手当の級地の区分及び支給割合、勤勉手当の支給割合並びに寒冷地手当の支給限度額を改定し、給料表の号給構成、扶養手当に係る扶養親族の範囲及び寒冷地手当の支給地域を改め、並びに管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大する等所要の改正をしようとするもの。	
7. 2.20	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例のうち第2条（議案第24号）	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、職員等の旅費について所要の整備をしようとするもの。	令和7年2月13日付け議第191号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第25号）	雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、就業促進手当に相当する失業者の退職手当の支給要件を改め、及び地域延長給付に相当する失業者の退職手当を令和9年3月31日以前に退職した職員まで支給することができることとしようとするもの。	
	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（議案第26号）	職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる職員の範囲を拡大し、並びに日曜日及び土曜日に加えて週休日を設けることができることとし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労	

		働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の一部改正に伴い職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大し、並びに職員から介護についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置等を定める等所要の改正をしようとするもの。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第68号）	育児・介護休業法の一部改正に伴い、職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大する等所要の改正をしようとするもの。	

4 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

令和6年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

(1) 規則

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
6.5.10 規則第14号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6.5.10	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
6.7.19 規則第15号	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	6.7.19	「公益財団法人岩手県体育協会」の名称が「公益財団法人岩手県スポーツ協会」に改められたことに伴い、所要の改正を行った。
6.8.30 規則第16号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	6.9.1	知事部局からの内申に基づき、給料の特別調整額に関する規則別表第1に掲げる職について所要の改正を行った。
6.9.27 規則第17号	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	6.10.1	県南広域振興局土木部北上土木センター西和賀出張所の移転に伴い、所要の改正を行った。
6.12.24 規則第18号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	7.4.1	公安職給料表の試験の対象となる職について、所要の改正を行った。
6.12.24 規則第19号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	6.12.24 (6.4.1適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、初任給調整手当の月額について所要の改正を行った。
6.12.24 規則第20号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6.12.24 (6.4.1適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率について改正を行った。
6.12.24 規則第21号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	7.4.1	有為な人材確保の観点から初任給基準の引上げについて任命権者から内申があったことから、所要の改正を行った。
7.2.4 規則第1号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	7.2.4 (施行日以後に実施される岩手県職員採用I種試験から適用)	職員採用I種試験の職種区分に「社会福祉B」、「心理B」、「建築B」、「機械B」、「電気B」及び「環境化学・食品衛生B」を追加した。
7.3.28 規則第2号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	7.4.1	職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した場合における防疫等作業手当の特例措置の作業内容について所要の改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
7. 3. 28 規則第 3 号	通勤手当に関する規則の一部を 改正する規則	7. 4. 1	手当の支給限度額が 15 万円に引き 上げられたことに伴う所要の改正及び 新幹線鉄道等に係る改正を行ったほ か、所要の改正を行った。
7. 3. 28 規則第 4 号	給料の特別調整額に関する規則 の一部を改正する規則	7. 4. 1	知事部局等における職の設置等に伴 う組織規則等の改正に合わせ、所要の 改正を行った。
7. 3. 28 規則第 5 号	へき地手当等に関する規則の一部を 改正する規則	7. 4. 1	定年前再任用短時間勤務職員に対し てへき地手当等が新たに支給されるこ とに伴い、当該職員に係る手当額の算 定方法を定めるとともに、へき地学校 及び準へき地学校の統廃合に伴う所要 の改正を行った。
7. 3. 28 規則第 6 号	初任給調整手当に関する規則の一部を 改正する規則	7. 4. 1	地域手当の見直しに伴う手当額の変 動が生じないよう改正を行った。
7. 3. 28 規則第 7 号	職員の給与の支給に関する規則 の一部を改正する規則	7. 4. 1	扶養手当に係る届出及び支給等につ いて必要事項を定めたほか、所要の改 正を行った。
7. 3. 28 規則第 8 号	期末手当及び勤勉手当に関する 規則の一部を改正する規則	7. 4. 1	勤勉手当に係る成績率を改正すると ともに、特定任期付職員に係る成績率 を新たに定めた。
7. 3. 28 規則第 9 号	管理職員等の範囲を定める規則 の一部を改正する規則	7. 4. 1	任命権者から管理職員等の指定の内 申があった職について、当該職を別表 に加える改正を行った。
7. 3. 28 規則第 10 号	地域手当に関する規則の一部を 改正する規則	7. 4. 1	福岡市の支給区分を国に準じて 4 級 地とする改正を行った。
7. 3. 28 規則第 11 号	初任給、昇格、昇給等の基準に 関する規則の一部を改正する規則	7. 4. 1	行政職給料表 7 級以下職員等及び行 政職給料表 8 级以上職員等の昇給時の 号給数を定めたほか、所要の改正を行 った。
7. 3. 28 規則第 12 号	特地勤務手当等に関する規則の一 部を改正する規則	7. 4. 1	定年前再任用短時間勤務職員に対し て新たに支給される特地勤務手当額等 について定めるとともに、北上警察署 湯本駐在所の廃止に合わせた改正を行 った。
7. 3. 28 規則第 13 号	住居手当に関する規則の一部を 改正する規則	7. 4. 1	配偶者に係る扶養手当が廃止され、 住居手当の要件等の改正が必要となる ことから、所要の改正を行うとともに、 国の例に準じ、居住の実情等の届出等 及び住居手当の支給に係る特例を設け る改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
7. 3. 28 規則第 14 号	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 4. 1	教育職給料表の改正において、一定の号給が削除されたことに伴い、新号給に対応するよう義務教育等教員特別手当の手当額を定めた。
7. 3. 28 規則第 15 号	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 4. 1	配偶者の定義を定める等の所要の整備を行った。
7. 3. 28 規則第 16 号	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 4. 1	平日深夜に勤務した場合の支給対象職員に特定任期付職員及び任期付研究員を追加するとともに、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正により、平日深夜に勤務した場合の支給対象となる時間帯が改正されたことに伴う所要の改正を行った。
7. 3. 28 規則第 17 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	7. 4. 1	子等の看護休暇の要件を改め、乳幼児介助休暇の対象となる子の範囲を改めるとともに、所要の改正を行った。
7. 3. 28 規則第 18 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	7. 4. 1	職員を派遣することができる公益的法人に、一般社団法人岩手県畜産協会、一般財団法人岩手県学校安全互助会及び公益財団法人岩手県学校給食会を加える改正を行った。
7. 3. 28 規則第 19 号	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	7. 4. 1	特定任期付職員業績手当に係る規定を削除するとともに引用条項を改めるほか、所要の改正を行った。
7. 3. 28 規則第 20 号	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	7. 4. 1	会計年度任用職員に係る休暇のうち、病気休暇の有給日数を最大年 10 日まで拡充する改正を行った。

(2) 訓令

制定年月日 番 号	訓 令 名	施 行 年月日	概 要
7. 3. 28 訓令第 1 号	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令	7. 4. 1	一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部改正等に伴い、所要の整備を行った。

(3) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
6. 8. 30 告示第 2 号	級別職務区分表の一部を改正する告示	6. 9. 1	知事部局からの内申に基づき、級別職務区分表に掲げる職について所要の改正を行った。

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
7. 3. 28 告示第 1 号	級別職務区分表の一部を改正する告示	7. 4. 1	知事部局等における職の設置等に伴い、所要の改正を行った。

(4) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
6. 11. 18 人委職第 182 号	「会計年度任用職員の適切な採用について」の通知の一部改正について	6. 11. 18	任命権者（知事）からの内申に基づき、所要の改正を行った。
6. 12. 24 人委職第 212 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	6. 12. 24 (一部は 7. 4. 1 施行)	給与条例等の一部改正に伴い勤勉手当に係る勤勉手当の額の総額の範囲について、所要の改正を行った。
6. 12. 24 人委職第 213 号	「職員の育児休業等に関する規則の運用等について」等の通知の一部改正について	7. 1. 1	警察本部において、岩手県警察警務事務支援システムを導入することに伴い、関係通知等について所要の改正を行った。
6. 12. 25 人委職第 214 号	給与条例等の一部改正に伴う差額の支給等について	6. 12. 25	給与条例等の改正に伴う給料の調整等について定めた。
7. 3. 17 人委職第 254 号	「労働基準法別表第一の号別区分について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	岩手県立盛岡南高等学校及び岩手県立不来方高等学校が、岩手県立南昌みらい高等学校として統合されることに伴い、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 265 号	「単身赴任手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	月の初日に離職し、翌日再採用される職員について、令和 7 年 4 月 1 日以降は採用月の手当支給が可能となるようにする等、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 267 号	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	職員の特殊勤務手当に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 268 号	「復職時等における号給の調整の運用について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	国において令和 6 年法律第 72 号附則第 4 条及び第 5 条による号俸の切替え等が行われることに伴い、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 269 号	「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	昇給制度の見直しに伴い、昇給区分等について所要の整備を行った。また、経験年数換算表の見直しに伴い、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 271 号	「特地勤務手当等に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	特地勤務手当等に関する規則の改正に伴い、権衡職員に関する規定を定めた。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
7.3.31 人委職第 272 号	「住居手当に関する規則等の運用について」の通知の一部改正について	7.4.1	住居手当に関する規則の改正に伴い、扶養親族たる者の定義等について、所要の改正を行った。
7.3.31 人委職第 273 号	初任給基準の改正に伴う在職者の号給の決定及び令和 7 年 4 月 1 日以降採用者の号給の決定について	7.4.1	初任給基準の改正に伴う在職者の号給の決定及び令和 7 年 4 月 1 日以降採用者の号給の決定について定めた。
7.3.31 人委職第 274 号	公安職給料表に係る初任給基準の改正に伴う在職者の号給の決定及び令和 7 年 4 月 1 日以降採用者の号給の決定について	7.4.1	公安職給料表に係る初任給基準の改正に伴う在職者の号給の決定及び令和 7 年 4 月 1 日以降採用者の号給の決定について定めたほか、所要の改正を行った。
7.3.31 人委職第 275 号	「初任給調整手当に関する規則」において規定する初任給調整手当の種別の通知について	7.4.1	初任給調整手当に関する規則の改正により、医療職給料表の適用を受ける職員に支給される初任給調整手当の種別において、地域手当の級地を地域手当に関する規則の改正前の級地とすることを定めた。
7.3.31 人委職第 277 号	「一般職の職員の給与に関する条例附則等の規定による給料に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.4.1	令和 7 年 4 月 1 日以降新たに管理監督職勤務上限年齢調整額を受ける職員の管理監督上限年齢調整額を算出する場合に用いる基礎給料月額を定めた。
7.3.31 人委職第 279 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.4.1	令和 7 年 6 月期以降に係る勤勉手当の総額の範囲について定めたほか、所要の改正を行った。
7.3.31 人委職第 280 号	「管理職員特別勤務手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.4.1	一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、平日深夜の勤務における支給対象となる時間帯及び平日深夜の勤務に引き続き週休日等の勤務を行う場合の取扱い等について、所要の改正を行った。
7.3.31 人委職第 281 号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7.4.1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の改正に伴い、子等の看護休暇の取得要件を改める等の所要の改正を行った。
7.3.31 人委職第 282 号	令和 6 年改正条例附則第 5 項及び第 6 項の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整の通知について	7.4.1	令和 6 年改正条例附則第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、号給の切替え及び号給の調整について定めた。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
7. 3. 31 人委職第 283 号	「職員の給与の支給に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7. 4. 1 (一部は 8. 4. 1 施行)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、扶養手当に係る届出及び支給等について、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 284 号	「職員の昇格の実施基準について」の通知の全部改正について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 285 号	「職員の育児休業等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	職員又はその配偶者が妊娠等したことを任命権者に申し出たときに、任命権者が当該職員に対して知らせなければならない育児休業に関する制度その他の事項に、育児休業支援手当金を追加した。
7. 3. 31 人委職第 286 号	「通勤手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例並びに通勤手当に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 287 号	「へき地手当等に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正により、定年前再任用短時間勤務職員にへき地手当等を支給することとされたことに伴い、へき地手当に準ずる手当の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められるものについて定めた。
7. 3. 31 人委職第 288 号	「通勤手当に関する規則」の一部改正に伴う経過措置について	7. 4. 1	通勤手当に関する規則の一部改正に伴い、通勤手当を支給する場合には、職員ごとに通勤手当経過措置支給調書を作成し、保管するものとしたほか、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 289 号	「運賃等の値上げ等又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の取扱いについて」の通知の一部改正について	7. 4. 1	給与条例、給与等条例及び通勤手当に関する規則の一部改正による通勤手当の額の改定に伴い、所要の改正を行った。
7. 3. 31 人委職第 290 号	「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の通知の一部改正について	7. 4. 1	一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

5 委員会の調査活動

(1) 現場職員の声を聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

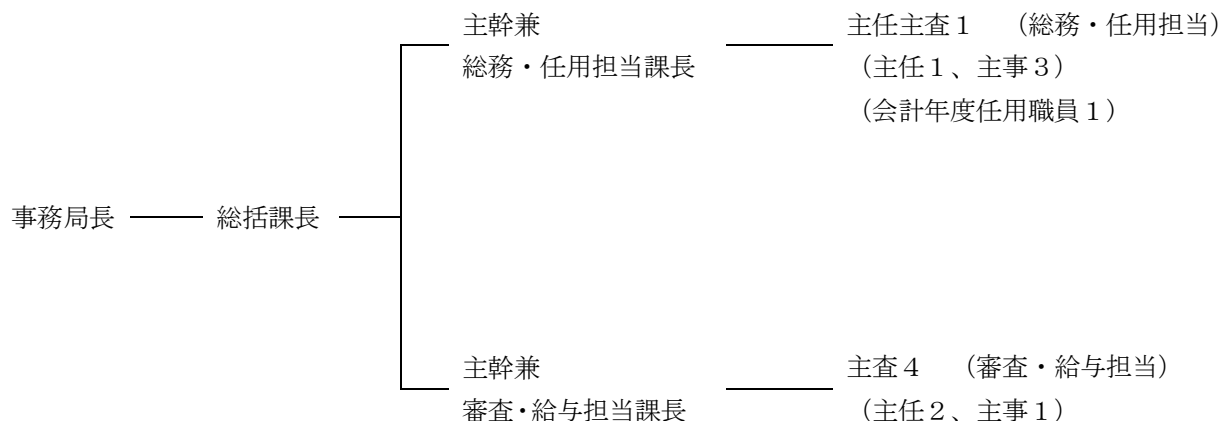
実 施 日	概 要
令和6年12月26日(木)	1 調査公所名 県立北桜高等学校 2 内容 ・ 学校概要説明 ・ 主な意見交換事項 統合による校舎制での学校運営の状況等について 生徒の進路状況や公務員志望者の状況等について
令和7年1月31日(金)	1 調査公所名 岩手県福祉総合相談センター 県立盛岡農業高等学校 2 内容 [岩手県福祉総合相談センター] ・ 業務概要説明 ・ 主な意見交換事項 相談状況について 職員の働き方等について [県立盛岡農業高等学校] ・ 学校概要説明 ・ 主な意見交換事項 学校運営の状況について 生徒の進路・就職状況等について

事 務 局

第3 事務局

1 事務局（令和7年4月1日現在）

(1) 組織



(2) 事務分掌

担 当	分 掌 事 務
総務・任用担当	1 人事委員会の会議に関すること。 2 公印に関すること。 3 事務局職員の任用、給与その他人事に関すること。 4 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関すること。 5 公文書の管理に関すること。 6 物品の管理に関すること。 7 予算経理に関すること。 8 広報に関すること。 9 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。 10 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。） 11 職員の競争試験及び選考に関すること。 12 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。） 13 情報公開に関する事務の総括に関すること。 14 個人情報の保護等に関する事務の総括に関すること。 15 審査・給与担当の事務に属さないこと。

担 当	分 掌 事 務
審 査 ・ 給 与 担 当	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関すること。 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関すること。 3 職員に対する不利益処分についての審査請求に関すること。 4 職員からの苦情相談に関すること。 5 職員団体の登録に関すること。 6 労働基準監督機関の職権に関すること。 7 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。 8 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。） 9 職員に対する給与の支払の監理に関すること。 10 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。） 11 給料表についての報告及び勧告に関すること。 12 その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係るものに関すること。

(3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県職員定数条例（昭和27年条例第18号）に基づき、昭和40年以降19人とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和61年4月1日以降18人とされた。

現員は、令和7年4月1日現在で16人となっている。

このほか、令和2年4月1日からは会計年度任用職員（フルタイム）1人が配置されている。

課・担当名		定 数	現 員	備 考
事務局長		1	1	
職 員 課	総括課長	1	1	
	総務・任用担当	7	7	総務・任用担当課長を含む。 会計年度任用職員1名を含む。
	審査・給与担当	9	8	審査・給与担当課長を含む。
計		18	17	

(注) 現員は、令和7年4月1日現在の状況である。

(4) 事務局職員一覧表

職 名	氏 名	在職期間
事 務 局 長	八重樫 学	R7. 4. 1～
【職員課】		
総 括 課 長	品川 孝文	R6. 4. 1～
(総務・任用担当)		
主幹兼総務・任用担当課長	荒澤 順子	R6. 4. 1～
主 任 主 査	小笠原 幸司	R7. 4. 1～
主 任	高橋 美里	R4. 4. 1～
主 事	工藤 杏菜	R6. 4. 1～
主 事	高橋 剛	R5. 4. 1～
主 事	森田 裕貴	R7. 4. 1～
(審査・給与担当)		
主幹兼審査・給与担当課長	鈴木 静子	R7. 4. 1～
主 査	白沢 明美	R6. 4. 1～
主 査	谷地 仁見	R4. 4. 1～
主 査	水本 香帆子	R7. 4. 1～
主 査	黒沢 恵	R5. 4. 1～
主 任	三浦 健人	R6. 4. 1～
主 任	藤田 翔	R5. 4. 1～
主 事	佐々木 美桜	R5. 4. 1～

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

(5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

ア 歳 入

(単位：千円)

科 目	令和7年度 当 初 額	令和6年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
14 諸収入	2,669	2,672	3	2,675	
05 受託事業収入	2,597	2,591	12	2,603	
01 受託事業収入	2,597	2,591	12	2,603	
01 総務	2,597	2,591	12	2,603	公平委員会事務受託事業収入
08 雑入	72	81	△ 9	72	
04 雑入	72	81	△ 9	72	
02 総務	72	81	△ 9	72	警察官採用試験共同実施負担金 社会保険料納付金

イ 歳 出

(単位：千円)

科 目	令和7年度 当 初 額	令和6年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
02 総務費	172,872	177,609	△ 15,681	161,928	
09 人事委員会費	172,872	177,609	△ 15,681	161,928	
01 委員会費	6,864	6,639	4	6,643	
01 報酬	6,408	6,300	54	6,354	委員3人分
08 旅費	201	84	0	84	ブロック協議会旅費等
09 交際費	50	50	△ 20	30	委員長交際費
18 負担金、補助及び 交付金	205	205	△ 30	175	全人連分担金 ブロック協議会分担金
02 事務局費	166,008	170,970	△ 15,685	155,285	
01 報酬	1,471	1,314	59	1,373	会計年度任用職員(パートタイム)分
02 給料	72,540	64,590	3,803	68,393	会計年度任用職員(フルタイム)分含む
03 職員手当等	42,743	60,260	△ 17,277	42,983	会計年度任用職員分含む
04 共済費	24,731	23,826	△ 1,549	22,277	会計年度任用職員分含む
07 報償費	175	255	△ 95	160	民間給与実態調査事業所謝礼
08 旅費	2,283	1,989	△ 331	1,658	会計年度任用職員(パートタイム)の費用弁償含 む
09 交際費	40	40	△ 20	20	事務局長交際費
10 需用費	4,976	5,379	64	5,443	事務用消耗品費等
11 役務費	2,510	2,134	△ 97	2,037	試験問題運搬料等
12 委託料	8,722	5,946	△ 55	5,891	採用試験システム機器更新業務委託、職員募集 情報発信媒体作成業務委託等
13 使用料及び賃借料	2,912	2,632	△ 327	2,305	採用試験会場使用料等
17 備品購入費	50	50	150	200	事務用備品費
18 負担金、補助及び 交付金	2,855	2,555	△ 10	2,545	日本人事試験研究センター賛助会費等

(6) 主な行事・業務

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
6. 4. 11	第1回人事委員会定例会
6. 4. 15	県任期付職員採用試験(令和5年度第2回)第2次試験(盛岡市)
6. 4. 18～ 5. 28	県職員(教育行政職)採用選考申込受付
6. 4. 21	県職員採用Ⅰ種試験(アピール試験型先行実施枠)第1次試験(盛岡市・東京都) 警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)第1次試験(盛岡市・東京都・仙台市) 大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考(盛岡市・東京都・仙台市)
6. 4. 22～ 5. 16	県職員採用Ⅰ種試験(専門試験型、アピール試験型通常枠)申込受付
6. 4. 23～ 5. 28	任期付職員経験者採用選考申込受付
6. 4. 25	第2回人事委員会定例会
6. 4. 26	県職員採用Ⅰ種試験(アピール試験型先行実施枠)第1次試験合格発表 県任期付職員採用試験(令和5年度第2回)最終合格発表
6. 5. 8	警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)第1次試験合格発表 大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考合格発表
6. 5. 13	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議
6. 5. 14	第3回人事委員会定例会
6. 5. 18～ 5. 25	県職員採用Ⅰ種試験(アピール試験型先行実施枠)第2次試験(盛岡市)
6. 5. 30	第4回人事委員会定例会
6. 5. 31	県職員採用Ⅰ種試験(アピール試験型先行実施枠)最終合格発表
6. 6. 5～ 6. 11	警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)第2次試験(盛岡市)
6. 6. 5	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
6. 6. 16	県職員採用Ⅰ種試験(専門試験型、アピール試験型通常枠)第1次試験(盛岡市・東京都)
6. 6. 16	任期付職員経験者採用選考第1次選考(盛岡市)
6. 6. 20	第5回人事委員会定例会
6. 6. 21	県職員採用Ⅰ種試験(専門試験型、アピール試験型通常枠)第1次試験合格発表 警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)最終合格発表 大卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
6. 6. 26	第6回人事委員会定例会
6. 6. 27	第132回全国人事委員会連合会総会(東京都)
6. 7. 1～ 8. 2	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験申込受付 警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)申込受付 警察官B(男性・女性)採用試験申込受付 高卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
6. 7. 2	任期付職員経験者採用選考第1次選考合格発表
6. 7. 2～ 7. 9	県職員採用Ⅰ種試験(一般行政A)第2次試験(盛岡市)
6. 7. 8～ 7. 9	第67回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会(仙台市)
6. 7. 11	第7回人事委員会定例会
6. 7. 11～ 7. 22	県職員採用Ⅰ種試験(一般行政A以外)第2次試験(盛岡市)
6. 7. 18	県職員採用Ⅰ種試験(一般行政A)第2次試験合格発表
6. 7. 25	第8回人事委員会定例会
6. 7. 29～ 8. 1	県職員採用Ⅰ種試験(一般行政A)第3次試験(盛岡市)
6. 8. 1～ 9. 20	障がい者を対象とした県職員採用選考申込受付
6. 8. 5	任期付職員経験者採用選考第2次選考(盛岡市)
6. 8. 8	第9回人事委員会定例会 人事院勧告

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
6. 8. 9	県職員採用Ⅰ種試験最終合格発表
6. 8. 23	第10回人事委員会定例会 全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議(総務省主催・Web開催)
6. 8. 28	任期付職員経験者採用選考最終合格発表
6. 8. 30	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(盛岡市)
6. 9. 2	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(秋田市)
6. 9. 5	第11回人事委員会臨時会
6. 9. 12	第12回人事委員会定例会
6. 9. 19	第13回人事委員会臨時会
6. 9. 22	警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)第1次試験(盛岡市) 警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市) 高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
6. 9. 24	岩手県地方公務員共闘会議との職員課総括課長会見
6. 9. 26	第14回人事委員会定例会
6. 9. 29	県職員採用Ⅱ種試験第1次試験(盛岡市) 県職員採用Ⅲ種試験第1次試験(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
6. 9. 30	岩手県自治体労働組合総連合との職員課総括課長会見
6. 10. 2	第15回人事委員会臨時会 岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
6. 10. 9	警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)第1次試験合格発表 警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験合格発表 高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考合格発表 岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
6. 10. 10	第16回人事委員会定例会
6. 10. 15	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
6. 10. 18	第17回人事委員会臨時会 岩手県人事委員会報告及び勧告
6. 10. 28～11. 5	県職員採用Ⅱ種試験第2次試験(盛岡市)
6. 10. 29～11. 7	県職員採用Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
6. 11. 3	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考(盛岡市)
6. 11. 11、19	警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)第2次試験(盛岡市)
6. 11. 11～11. 19	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
6. 11. 18	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考合格発表 高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
6. 11. 21	第18回人事委員会定例会
6. 11. 22	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験最終合格発表
6. 11. 27	第19回人事委員会定例会
6. 11. 28	警察官A(男性・女性)採用試験(第2回)最終合格発表 警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
6. 12. 10	障がい者を対象とした県職員採用選考第2次選考(盛岡市)
6. 12. 12	第20回人事委員会定例会
6. 12. 26	障がい者を対象とした県職員採用選考最終合格発表 第1回「現場職員の声を聴く会」(北桜高等学校)
6. 12. 20	第21回人事委員会定例会
7. 1. 14～1. 19	岩手県庁オンゴトセミナー・座談会

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
7. 1. 20	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会(札幌市)
7. 1. 23	第22回人事委員会定例会
7. 1. 31	第2回「現場職員の声を聴く会」(岩手県福祉総合相談センター・盛岡農業高等学校)
	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(福島市)
7. 2. 13	第23回人事委員会定例会
7. 2. 19	第24回人事委員会定例会
7. 3. 1～ 3. 23	令和7年度県職員採用Ⅰ種試験アピール試験型(先行実施枠)申込受付 令和7年度警察官A(男性・女性)採用試験(第1回)申込受付 大卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
7. 3. 3	第25回人事委員会臨時会
7. 3. 4	岩手県職員・警察官業務説明会2025(盛岡市)
7. 3. 12	第26回人事委員会定例会
7. 3. 17	第27回人事委員会臨時会
7. 3. 25	第28回人事委員会定例会

(7) 諸会議等

令和6年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
第132回総会	R 6. 6. 27 (東京都)	【永年勤続者の表彰】 【議 事】 1 令和5年度決算について 2 令和6年度事業計画案及び予算案について 3 第133回総会について 【報 告】 1 令和4・5年度専門部会の結果報告について 2 第66回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第67回公平審査事務研修会について 4 第68回公平審査事務研修会について 5 令和6年度理事について 6 「園遊会」への招待者について 7 ブロック活動状況報告について 【感謝状の贈呈】 【役員選挙】 【講 演】 「最近の人事院の取組について」 講師 人事院総括審議官 役田 平 氏
第67回公平審査事務研修会	R 6. 7. 8～9 (仙台市)	【講 演】 「地方公務員行政の現状と課題」 講師 総務省自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室 室長 渡部 貴徳 氏 【分科会研究討議】 ・ 第1～3分科会：研究テーマ1 少額な窃盗により逮捕・起訴された職員の懲戒免職処分について ・ 第4～6分科会：研究テーマ2 懲戒処分の対象事実 zu 争いがある場合の事実認定について ・ 各研究テーマの講評及び質疑応答 講評 人事院公平審査局審議官 高尾 憲司 氏

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
委員長・事務局長 会議	R 6. 5. 13 (仙台市)	【講 演】 1 「地方公務員の給与・定員等について」 講師 総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室 定員給与調査官 小澤 高志 氏 2 「地方公務員をめぐる状況について」 講師 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 鎌倉 静香 氏 【議 事】 1 令和5年度事業報告及び歳入歳出決算について 2 令和6年度分担金について 3 令和6年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について 4 令和6年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について 5 令和6年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について 6 令和6年度全国人事委員会連合会役員（会長・副会長）選出のための選考委員の選出について 【報 告】 1 令和6年度全国人事委員会連合会理事の選出について 2 令和6年度全国人事委員会連合会役員会の概要について
委員・事務局長 合同会議	R 6. 8. 30 (盛岡市)	【委員・事務局長合同会議】 議題 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状況について 【委員会議】 議題 公務員志願者の減少に対する取組について (1) 採用試験に係る取組について (2) 広報に係る取組について (3) 働きやすい勤務環境の整備について 【事務局長会議】 議題 1 フレックスタイム制の導入・拡充について 2 技術系職種の受験者確保に向けた試験制度の見直しについて 3 大学卒業程度試験（早期卒）における内定辞退防止策や最終合格者を決定する際の辞退率の考え方について 4 大学卒業程度試験の受験者増加に向けた取組について 5 勤務条件等に関する調査結果の活用及び公表について 6 在宅勤務に係る状況について 7 審査請求の審理手続における個人情報の取扱いについて

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
給与事務会議	R 6. 9. 2 (秋田市)	【課長・係長合同会議】 協議事項 1 寒冷地手当について 【課長会議】 協議事項 1 公民較差に加え、定期昇給分を加えた給与改善状況の公表について 2 勧告日の事前公表及び勧告当日のマスコミへの説明について 【係長会議】 協議事項 1 給与制度のアップデート（単身赴任手当）について 2 給与制度のアップデート（通勤手当）について 聴取事項 1 現行の給与制度（給料表、昇給、勤勉手当）について 2 職員給与実態調査における定年引上げへの対応について 3 人事委員会勧告・報告の構成等について 4 地域手当の異動保障について 5 8級以上に昇格する場合の昇格対応について 6 公民較差と給与改定の額・率について 7 人事院報告・勧告に対する各団体の検討状況
任用事務会議	R 7. 1. 31 (福島市)	【意見交換】 1 大卒程度・早期卒試験の実施状況等について 先行実施卒試験の実施状況について 2 採用候補者名簿の有効期間について 採用候補者名簿の有効期間の延長及び大学3年生の受験について 3 獣医師の確保対策について 4 説明会の開催時期等について 【情報交換】 1 社会人を対象とした採用試験に係る広報について 2 主査級職員の採用について 3 試験種目毎の合格者の決定方法について 4 面接試験における受験者誘導の方法等について 5 集団討論・グループワークの実施状況について 6 オンラインを活用した採用試験の実施について 7 適性検査の実施状況について 8 採用試験のスケジュールについて 9 マークシート式試験の採点システムについて

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
給与事務研修会	R 7. 1. 20 (札幌市)	【意見交換議題】 1 主な給料表における最高号給到達者の状況について 2 初任給基準等の引上げについて 3 都道府県等職務経験採用の職員に係る初任給の決定について 4 昇格時号俸対応表の作成等について 5 専門職種（土木職等技術系）の給与上の処遇について 6 獣医師の給与等について 7 交通用具使用者に係る通勤手当の改定について 8 時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間あたりの給与額における在宅勤務等手当について 9 寒冷地手当の支給地域区分の基準等について 10 給与制度のアップデートに伴う初任給決定について 11 給与制度のアップデートに係る通勤手当の見直しについて 12 特定任期付職員の勤勉手当に係る総原資について 13 職種別民間給与実態調査の調査事業所名簿作成作業について 14 民調の実施体制、拒否意向の事業所への対応について 15 支払監理の実施状況について 16 職員給与実態調査に係る給与データの集計方法について 17 再任用職員の給与について

ウ 総務省関係

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
全国人事委員会 事務局長・人事担 当課長・市町村担 当課長会議	R 6. 8. 23 (Web 開催)	1 地方公務員の任用・勤務条件等について 2 人事院の勧告について 3 給与及び定員管理の諸問題について 4 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について 5 マイナ保険証の利用促進等について 6 地方公務員の労働安全衛生について 7 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について 8 連携協約に基づく専門人材の確保等について 9 地方行革について 10 都道府県と市町村が連携した地域 DX 推進体制の構築・拡充について 11 消防行政について 12 自治大学校の研修事業について

任 用 関 係 事 務

2 任用関係事務

(1) 概況

ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、社会情勢の変化にアンテナを張り、創意工夫を凝らし、自律的かつ柔軟に行動することができる人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、年々減少傾向にあり、民間企業の採用活動の早期化や他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになってきたことから、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

そのため、採用広報活動の実施にあたっては、様々な媒体を活用し、任命権者と連携しながら、単なる試験情報の提供にとどまらず、本県行政の実情や業務内容、働き方改革の実施状況等の理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

令和6年度は、職員募集案内ホームページのリニューアルを行い、掲載情報を強化して内容の充実を図った。

例年実施している人事委員会事務局主催の説明会については、引き続きオンライン形式で開催した。中堅職員による業務説明と若手職員との座談会を行う「岩手県庁オシゴトセミナー・座談会」を1月に実施した。

イ 競争試験の概要

令和6年度に実施した採用試験の実施状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は、職種区分を18に分けて実施しており、令和6年度は全18職種で実施した。II種試験は3職種、III種試験は7職種、警察官採用試験は4職種で実施した。

なお、警察官A(第1回男性)及び警察官B(男性)採用試験の第1次試験については、東京都(警視庁)の依頼を受けて共同で実施した。東京都の当初採用予定数の合計は5人(前年度と同数)であり、最終合格者は0人(対前年度比1人減)であった。

令和6年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

また、全試験の平成27年度以降の申込者数等の推移は(2)のオの表のとおりである。県職員採用試験、警察官採用試験共に申込者数及び受験者数は年々減少傾向にある。

ウ 選考の概要

任命権者からの申請に基づき承認した選考による採用は15人(前年度と同数)、選考による昇任は8人(同2人増)で、合計23人(前年度比2人増)について承認した。このうち委員会付議級に係るものは12人(同3人増)であった。

障がい者を対象とした採用選考においては、令和2年度から、受験資格のうち上限年齢要件を32歳未満から40歳未満に引き上げて実施している。

また、警察官(武道指導)採用選考、岩手県任期付職員経験者採用選考及び県職員(教育行政職)採用選考を実施した。

(2) 採用試験の実施状況

ア 採用試験の日程等

令和6年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
Ⅰ種 (先行実施枠)	第1次試験	6.3.1～ 3.14	6.4.21	盛岡市、東京都	(6.4.26)
	第2次試験		6.5.18～5.20、 5.24、5.25	盛岡市	6.5.30 (6.5.31)
Ⅰ種 (一般行政A)	第1次試験	6.4.22～ 5.16	6.6.16	盛岡市、東京都	(6.6.21)
	第2次試験		6.7.2～7.5、 7.8～7.9	盛岡市	(6.7.18)
	第3次試験		6.7.29、7.30、 7.31、8.1	盛岡市	6.8.8 (6.8.9)
Ⅰ種 (一般行政A 以外)	第1次試験		6.6.16	盛岡市、東京都	(6.6.21)
	第2次試験		6.7.11～7.22	盛岡市	6.8.8 (6.8.9)
Ⅱ種	第1次試験	6.7.1～ 8.2	6.9.29	盛岡市	(6.10.15)
	第2次試験		6.10.28、10.29、 11.1、11.5	盛岡市	6.11.21 (6.11.22)
Ⅲ種	第1次試験		6.9.29	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(6.10.15)
	第2次試験		6.10.29～10.31、 11.1、11.5～11.7	盛岡市	6.11.21 (6.11.22)
警察官A (男性) (第1回)	第1次試験	6.3.1～ 3.22	6.4.21	盛岡市、東京都	(6.5.8)
	第2次試験		6.6.5～6.7、 6.10、6.11	盛岡市	6.6.20 (6.6.21)
警察官A (女性) (第1回)	第1次試験		6.4.21	盛岡市、東京都	(6.5.8)
	第2次試験		6.6.5～6.7、 6.10	盛岡市	6.6.20 (6.6.21)
警察官A (男性) (第2回)	第1次試験	6.7.1～ 8.2	6.9.22	盛岡市、東京都	(6.10.9)
	第2次試験		6.11.11	盛岡市	6.11.27 (6.11.28)
警察官A (女性) (第2回)	第1次試験		6.9.22	盛岡市、東京都	(6.10.9)
	第2次試験		6.11.11、11.19	盛岡市	6.11.27 (6.11.28)
警察官B (男性)	第1次試験	6.7.1～ 8.2	6.9.22	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(6.10.9)
	第2次試験		6.11.11、11.12、 11.18、11.19	盛岡市	6.11.27 (6.11.28)
警察官B (女性)	第1次試験		6.9.22	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(6.10.9)
	第2次試験		6.11.11、11.12、 11.18、11.19	盛岡市	6.11.27 (6.11.28)
任期付職員 (総合土木)	第1次試験	6.2.27～ 6.3.15	-	(書類提出による選 考)	(6.3.28)
	第2次試験		6.4.15	盛岡市	6.4.25 (6.4.26)

※ 任期付職員について、令和5年度及び令和6年度に渡って実施した試験を掲載しているものであること。

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

令和6年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験 種類	受 験 資 格	試 験 方 法		
		第1次試験	第2次試験	第3次試験
I 種	(一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木Bを除く職種) (ア) 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(令和6年4月1日における年齢が21歳以上35歳未満の者) (イ) 平成15年4月2日以降に生まれた者(令和6年4月1日における年齢が21歳未満の者)で大学(短期大学を除く)を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木B) 昭和54年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(令和6年4月1日における年齢が21歳以上45歳未満の者)	○アピールシート試験 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木B、事前提出) ○教養試験 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題120分 (50題中40題の選択解答制) (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木B) 多肢選択式70題70分 (SPI3) ○専門試験 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題120分 (一般行政Aは10題の必須解答を含む50題中40題の選択解答制、総合土木A及び環境化学・食品衛生は50題中40題の選択解答制) (農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木B) 記述式2題60分 (5題中2題の選択解答制)	○論文試験※ (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木Bを除く職種) 課題1題80分 (一般行政B) 課題1題60分 ○人物試験 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木Bを除く職種) 個別面接 (一般行政A以外は1日2回実施) 適性検査 (一般行政B、農学B、畜産B、林学B、水産B及び総合土木B) 個別面接 (冒頭にアピールシートに基づくプレゼンテーション実施)	○人物試験 (一般行政A) 個別面接 グループワーク

※ I 種一般行政Aの論文試験は第1次試験の日に実施。この論文試験の採点は第1次試験合格者についてのみ行い、採点結果は第2次試験の結果に反映されるものであること。

試験 種類	受 験 資 格	試 験 方 法	
		第 1 次試験	第 2 次試験
Ⅱ 種	平成元年 4 月 2 日から平成17年 4 月 1 日までに生まれた者（令和 6 年 4 月 1 日における年齢が19歳以上35歳未満の者）	○教養試験 多肢選択式40題120分 （50題中40題の選択解答制） ○論文試験 課題 1 題80分	○人物試験 個別面接 適性検査
Ⅲ 種	平成15年 4 月 2 日から平成19年 4 月 1 日までに生まれた者（令和 6 年 4 月 1 日における年齢が17歳以上21歳未満の者） ただし、大学（短期大学を除く）を卒業した者若しくは令和 7 年 3 月31日までに卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者は除く。	○教養試験 多肢選択式50題120分 ○専門試験 （総合土木、建築及び電気） 多肢選択式40題120分 （林業） 短答式10題及び記述式 2 題 120分 ○作文試験 課題 1 題60分	○人物試験 個別面接 適性検査
警察官 A	（警察官 A（男性）） 平成元年 4 月 2 日以降に生まれた男性（令和 6 年 4 月 1 日における年齢が35歳未満の男性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和 7 年 3 月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者	○教養試験 （第 1 回） 多肢選択式40題120分 （必須解答40題） （第 2 回） 多肢選択式40題120分 （50題中40題の選択解答制） ○作文試験 課題 1 題60分 ○人物試験① 適性検査	○人物試験② 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査
	（警察官 A（女性）） 平成元年 4 月 2 日以降に生まれた女性（令和 6 年 4 月 1 日における年齢が35歳未満の女性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和 7 年 3 月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者		
警察官 B	（警察官 B（男性）） 平成元年 4 月 2 日から平成19年 4 月 1 日までに生まれた男性（令和 6 年 4 月 1 日における年齢が17歳以上35歳未満の男性）ただし、警察官 A の受験資格を有する者を除く。	○教養試験 多肢選択式50題120分 ○作文試験 課題 1 題60分 ○人物試験① 適性検査	○人物試験② 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査
	（警察官 B（女性）） 平成元年 4 月 2 日から平成19年 4 月 1 日までに生まれた女性（令和 6 年 4 月 1 日における年齢が17歳以上35歳未満の女性）ただし、警察官 A の受験資格を有する者を除く。		

試験 種類	受 験 資 格	試 験 方 法	
		第 1 次試験	第 2 次試験
任期付 職員	(総合土木) 次のいずれかの要件を満たしている者 (令和 6 年 2 月 29 日現在) (ア) 1 級又は 2 級土木施工管理技士の 資格を有する者 (イ) 2 級土木施工管理技術検定試験の 受験資格相当の実務経験を有する者 (林業) 次のいずれかの要件を満たしている者 (令和 6 年 2 月 29 日現在) (ア) 1 級又は 2 級土木施工管理技士の 資格を有する者 (イ) 2 級土木施工管理技術検定試験の 受験資格相当の実務経験を有する者 (ウ) 国、地方公共団体等において、正 規職員として林業関係業務の実務経験を 有する者	○記述試験 受験申込時に提出された書類 による選考	○人物試験 個別面接

※ 任期付職員について、令和 5 年度の試験として令和 5 年度及び令和 6 年度に渡って実施した試験を掲載しているものであること。

ウ 令和6年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用試験実施結果

		試験の種類 及び職種区分	採 用 予定数 (変更後)	第 1 次 試 験					第 2 次 試 験		第 3 次 試 験		最 倍 率 (B)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減
				申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受験者数	合格者数 (D)	受験者数	合格者数 (D)			
県 															

警察官	警察官 A (男性) (第 1 回)	49	156 <3>	132 <3>	116	84.6	1.1	77	57			2.3	32	25
	警察官 A (男性) (第 2 回)	若干人	14	12	6	85.7	2.0	5	3			4.0		3
	警察官 A (女性) (第 1 回)	12	50	45	37	90.0	1.2	30	16			2.8	15	1
	警察官 A (女性) (第 2 回)	若干人	7	6	5	85.7	1.2	5	3			2.0		3
	小計	61	227	195	164	85.9	1.2	117	79			2.5	47	32
	警察官 B (男性)	47	105 <0>	84 <0>	77	80.0	1.1	71	53			1.6	43	10
	警察官 B (女性)	12	45	41	36	91.1	1.1	32	17			2.4	10	7
	小計	59	150	125	113	83.3	1.1	103	70			1.8	53	17
警察官計 (4 職種)		120	377	320	277	84.9	1.2	220	149			2.1	100	49
県職員・警察官計 (32 職種)		327	1,232 (478) [38.8%]	950 (365) [38.4%]	728 (272) [37.4%]	77.1	1.3	639 (245) [38.3%]	408 (151) [37.0%]	623 (240) [38.5%]	387 (145) [37.5%]	2.5	295 (110) [37.2%]	92 (35) [0.3%増]
任期付	総合土木	9	9 (0)	9 (0)	9 (0)	100.0	1.0	9 (0)	7 (0)			1.3		-
	林業	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)									-
	計 (2 職種)	12	9 (0) [0.0%]	9 (0) [0.0%]	9 (0) [0.0%]	100.0	1.0	9 (0) [0.0%]	7 (0) [0.0%]			1.3	-	-
全合計 (34 職種)		339	1,241 (478) [38.5%]	959 (365) [38.1%]	737 (272) [36.9%]	77.3	1.3	648 (245) [37.8%]	415 (151) [36.4%]	632 (240) [38.0%]	394 (145) [36.8%]	2.4	295 (110) [37.3%]	99 (35) [0.5%減]

- (注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。
2 ()内は、女性の内数、[]内は女性の占める割合 (増減) である。
3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。< >内は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。
4 任期付の数は、令和 6 年度中に最終合格者を発表した試験における数である。
(令和 5 年度の試験として令和 5 年度及び令和 6 年度にわたって実施した試験。)
5 「県職員計」、「県職員・警察官計」、「全合計」の第 3 次試験欄は I 種一般行政 A 以外の職種区分にあつては、第 2 次試験 (最終試験) の数値を再計上している。

エ 令和6年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用候補者の採用状況等

(令和7年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分			採用 予定数 (変更後)	名簿 記載者数 (A)	採用者数 (B)	辞退者数 (C)	名簿 残存者数 (A)-{(B)+(C)}	採用率 (B) ×100 (A)-(C)	辞退率 (C) ×100 (A)	前年度 採用者数	対前年度 増減数
県 											

警察官	警察官 A (男性) (第 1 回)	49	57	20	37	0	100.0	64.9	23	▲ 3
	警察官 A (男性) (第 2 回)	若干人	3	3	0	0	100.0	0.0		3
	警察官 A (女性) (第 1 回)	12	16	7	9	0	100.0	56.3	13	▲ 6
	警察官 A (女性) (第 2 回)	若干人	3	3	0	0	100.0	0.0		3
	警察官 B (男性)	47	53	44	9	0	100.0	17.0	37	7
	警察官 B (女性)	12	17	15	2	0	100.0	11.8	10	5
	計 (4職種)	120	149	92	57	0	100.0	38.3	83	9
	県職員・警察官計(26職種)	327	387	251	136	0	100.0	35.1	216	35
任期付	総 合 土 木	9	7	6	1	0	100.0	14.3		6
	林 業	3	0	0	0	0	-	-		0
	計 (2職種)	12	7	6	1	0	100.0	14.3	-	6
県職員・警察官計(26職種)		339	394	257	137	0	100.0	34.8	216	41

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。

2 任期付の数は、令和 6 年度中に最終合格者を発表した試験における数である。

(令和 5 年度の試験として令和 5 年度及び令和 6 年度にわたって実施した試験。)

オ 申込者数等の推移(過去10年間)

年度			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6			
事項															
県	Ⅰ	種	申込者数(人)	803 (543)	759 (516)	747 (504)	634 (446)	563 (397)	570 (391)	494 (352)	433 (289)	568 (448)	502 (369)		
			受験者数(人)	657 (441)	590 (399)	566 (368)	490 (344)	434 (311)	447 (301)	398 (286)	299 (194)	421 (329)	358 (262)		
		種	合格者数(人)	174 (75)	134 (50)	139 (59)	140 (61)	155 (76)	178 (86)	139 (83)	135 (76)	117 (66)	141 (82)		
			最終倍率(倍)	3.8 (5.9)	4.4 (8.0)	4.1 (6.2)	3.5 (5.6)	2.8 (4.1)	2.5 (3.5)	2.9 (3.4)	2.2 (2.6)	3.6 (5.0)	2.5 (3.2)		
		Ⅱ	種	申込者数(人)	343 (343)	318 (318)	281 (281)	238 (238)	212 (212)	188 (188)	190 (190)	218 (218)	160 (160)	129 (129)	
				受験者数(人)	272 (272)	253 (253)	206 (206)	178 (178)	124 (124)	101 (101)	119 (119)	126 (126)	88 (88)	71 (71)	
	種		合格者数(人)	28 (28)	36 (36)	35 (35)	44 (44)	30 (30)	12 (12)	27 (27)	24 (24)	15 (15)	21 (21)		
			最終倍率(倍)	9.7 (9.7)	7.0 (7.0)	5.9 (5.9)	4.0 (4.0)	4.1 (4.1)	8.4 (8.4)	4.4 (4.4)	5.3 (5.3)	5.9 (5.9)	3.4 (3.4)		
	Ⅲ		種	申込者数(人)	465 (434)	345 (310)	364 (334)	435 (410)	388 (363)	380 (353)	394 (362)	356 (331)	249 (230)	224 (205)	
				受験者数(人)	427 (404)	322 (289)	339 (310)	413 (389)	350 (326)	350 (326)	352 (327)	312 (301)	214 (205)	201 (188)	
		種	合格者数(人)	90 (75)	77 (63)	94 (79)	95 (81)	99 (84)	90 (79)	92 (84)	76 (68)	63 (55)	76 (68)		
			最終倍率(倍)	4.7 (5.4)	4.2 (4.6)	3.6 (3.9)	4.3 (4.8)	3.5 (3.9)	3.9 (4.1)	3.8 (3.9)	4.1 (4.4)	3.4 (3.7)	2.6 (2.8)		
		員	県	職	申込者数(人)	1,611 (1,320)	1,422 (1,144)	1,392 (1,119)	1,307 (1,094)	1,163 (972)	1,138 (932)	1,078 (904)	1,007 (838)	977 (838)	855 (703)
					受験者数(人)	1,356 (1,117)	1,165 (941)	1,111 (884)	1,081 (911)	908 (761)	898 (728)	869 (732)	737 (621)	723 (622)	630 (521)
	計		合格者数(人)	292 (178)	247 (149)	268 (173)	279 (186)	284 (190)	280 (177)	258 (194)	235 (168)	195 (136)	238 (171)		
最終倍率(倍)			4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.1 (5.1)	3.9 (4.9)	3.2 (4.0)	3.2 (4.1)	3.4 (3.8)	3.1 (3.7)	3.7 (4.6)	2.6 (3.0)			
警察官			申込者数(人)	620	595	489	438	458	461	430	383	339	377		
			受験者数(人)	531	494	396	363	371	362	351	281	254	320		
		合格者数(人)	115	107	108	100	97	98	103	112	100	149			
		最終倍率(倍)	4.6	4.6	3.7	3.6	3.8	3.7	3.4	2.5	2.5	2.1			
県職員・警察官計		種	申込者数(人)	2,231 (1,320)	2,017 (1,144)	1,881 (1,119)	1,745 (1,094)	1,621 (972)	1,599 (932)	1,508 (904)	1,390 (838)	1,316 (838)	1,232 (703)		
			受験者数(人)	1,887 (1,117)	1,659 (941)	1,507 (884)	1,444 (911)	1,279 (761)	1,260 (728)	1,220 (732)	1,018 (621)	977 (622)	950 (521)		
		種	合格者数(人)	407 (178)	354 (149)	376 (173)	379 (186)	381 (190)	378 (177)	361 (194)	347 (168)	295 (136)	387 (171)		
			最終倍率(倍)	4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.0 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	2.9 (3.7)	3.3 (4.6)	2.5 (3.0)		
		任期付		種	申込者数(人)	369 (300)	373 (291)	313 (248)	194 (152)	116 (97)				9	9
					受験者数(人)	313 (244)	315 (233)	261 (196)	175 (134)	90 (71)				8	9
種	合格者数(人)			93 (55)	75 (38)	73 (38)	50 (29)	26 (16)				7	7		
	最終倍率(倍)			3.4 (4.4)	4.2 (6.1)	3.6 (5.2)	3.5 (4.6)	3.5 (4.4)				1.1	1.3		
合計		種	申込者数(人)	2,600 (1,620)	2,390 (1,435)	2,194 (1,367)	1,939 (1,246)	1,737 (1,069)	1,599 (932)	1,508 (904)	1,390 (838)	1,325 (838)	1,241 (703)		
			受験者数(人)	2,200 (1,361)	1,974 (1,174)	1,768 (1,080)	1,619 (1,045)	1,369 (832)	1,260 (728)	1,220 (732)	1,018 (621)	985 (622)	959 (521)		
		種	合格者数(人)	500 (233)	429 (187)	449 (211)	429 (215)	407 (206)	378 (177)	361 (194)	347 (168)	302 (136)	394 (171)		
			最終倍率(倍)	4.4 (5.8)	4.6 (6.3)	3.9 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	2.9 (3.7)	3.3 (4.6)	2.4 (3.0)		

(注) 1 ()内の数字は、事務系職種のものである。
2 最終倍率＝受験者数／合格者数
3 平成26年度の追加募集と平成27年度、平成29年度、平成30年度及び令和元年度の特別募集を除く。
4 令和5年度の試験として令和5年度及び令和6年度にわたって実施した任期付の試験の数字は、最終合格者を発表した令和6年度に計上している。

(3) 選考による採用及び昇任

ア 選考による採用（任命権者に委任しているもの及び人事委員会が実施した選考は除く）

令和6年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給 料 表		行政職					公安職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)	計	
職 務 の 級		6級	7級	8級	9級	10級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	特2級	3級	4級	特2級	3級	4級	4級	5級	3級	4級	6級	7級		6級
任命権者	知 事																									
	教育委員会		3	1											1											5
	警 察 本 部						4			4	2															10
	計		3	1			4			4	2				1											15

イ 選考による昇任（任命権者に委任しているものは除く）

令和6年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給 料 表		行政職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)		計
	職 務 の 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特 2 級	3 級	4 級	特 2 級	3 級	4 級	4 級	5 級	3 級	4 級	6 級	7 級	6 級	7 級	
任命権者	医 療 局			2												4		1			7
	企 業 局			1																	1
	計			3												4		1			8

(4) 採用選考の実施状況

ア 令和6年度障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
6.8.1～6.9.20	6.11.3	6.12.10	盛岡市	6.12.26

② 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
人 5	人 22	人 19	人 10	% 86.4	倍 1.9	人 10	人 4 [3]	倍 4.8

イ 令和6年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

区 分	受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
大卒程度	6.3.1～6.3.22	6.4.21	6.6.5	盛岡市	6.6.21
高卒程度	6.7.1～6.8.2	6.9.22	6.11.18	盛岡市	6.11.28

② 採用選考の結果

区 分	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
大卒程度	人 4	人 7	人 7	人 4	% 100.0	倍 1.8	人 4	人 2 [1]	倍 3.5
高卒程度		人 5	人 5	人 5	% 100.0	倍 1.0	人 5	人 1 [1]	倍 5.0

ウ 令和6年度岩手県職員（岩手県任期付職員経験者）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
6.4.23～6.5.28	6.6.16	6.8.5	盛岡市	6.8.28

② 採用選考の結果

職種区分	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
一般事務	人 若干人	人 3	人 3	人 3	% 100.0	倍 1.0	人 3	人 3 [3]	倍 1.0
総合土木	-	-	-	-	-	-	-	- [-]	-

エ 令和6年度岩手県職員（教育行政職）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
6.4.18～6.5.28	6.6.16	6.8.5～9	盛岡市	6.8.28

② 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) × 100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
人 1	人 0	人 -	人 -	% -	倍 -	人 -	人 - [-]	倍 -

給 与 関 係 事 務

3 給与関係事務

(1) 令和6年の給与等の報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、令和6年10月18日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

【報告】

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与について、その実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は16,091人であり、昨年に比べ456人（2.8%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で233人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は42.7歳で、昨年に比べ0.1歳低くなっており、給料表別にみれば、医療職給料表(1)適用者の47.8歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.5歳が最も低くなっている。

また、年齢階層別にみると、55歳以上の階層が3,128人と最も多く、次いで50歳から54歳までの2,976人となっている。

イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は388,891円であり、昨年に比べ1,967円（0.5%）の増加となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は350,965円であり、昨年に比べ3,429円（1.0%）の増加となっている。

ウ 平均経年数

職員の平均経年数は20.8年で、昨年に比べ0.2年短くなっており、給料表別にみれば、医療職給料表(1)適用者の22.8年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の16.3年が最も短くなっている。

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性57.6%、女性42.4%であり、昨年に比べ女性の割合は0.6ポイントの増加となっている。

オ 学歴別構成及び就学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.4%、高校卒18.2%、中学卒0.0%（0.01%）であり、大学卒、短大卒及び高校卒において昨年に比べ人員は減少しているが、構成比は同一となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

(2) 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所519（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した146の事業所を対象に、「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の3,094人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、84.9%と非常に高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で12.6%（昨年17.7%）、高校卒で16.5%（同13.6%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で48.7%（同49.7%）、高校卒で78.5%（同52.6%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で209,672円（同192,953円）、高校卒で169,087円（同166,722円）となっている。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で63.0%（昨年49.8%）、課長級では58.7%（同40.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で6.0%（同7.8%）、課長級では6.1%（同11.6%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同0.0%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で83.8%（同82.5%）、課長級では82.0%（同70.6%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で39.1%（同28.0%）、課長級では40.5%（同22.0%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で2.4%（同5.4%）、課長級で2.7%（同5.5%）となっている。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市で3.1%、全国で2.5%の増加となっている。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ125,120円、150,770円及び176,430円となっている。

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用者、民間にあつてはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレース方式により精密に比較したところ、その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,958円（3.11%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) — (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
363,635 円	352,677 円	10,958 円	3.11 %

(注) 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額(A)と、実際に支給されている職員給与の支給総額(B)とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額(Ⅱの1の(1)のイ)及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額(Ⅱの2の(1)のイ)とは異なるものである。

$$\text{公民較差}(\%) = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.59月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数(4.50月分)が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.09月分下回っている。

民間における特別給の支給状況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	339,466 円
	上 半 期 (A 2)	353,949 円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	809,058 円
	上 半 期 (B 2)	782,711 円
特別給の支給割合	下 半 期 (B 1 / A 1)	2.38 月分
	上 半 期 (B 2 / A 2)	2.21 月分
	計	4.59 月分

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和5年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.5となっている。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対し、「公務員人事管理に関する報告」、「職員の勤務時間の改定に関する勧告」、「職員の給与に関する報告」及び「職員の給与の改定に関する勧告」を行った。

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を11,183円（2.76%）下回っていることから、民間給与との均衡及び民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に特に重点を置いて俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2の(1)のとおり、本年4月時点の行政職給料表適用職員の月例給が民間給与を10,958円（3.11%）下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に特に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することが適当である。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.50月分）が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合（4.59月分）を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与面での処遇を推進するため、勤勉手当に0.10月分を配分する。

なお、支給期への配分については、本年度は12月期に配分し、令和7年度以降は、6月期及び12月期に均等になるよう配分する。

定年前再任用短時間勤務職員については、支給月数を0.05月分引き上げ、2.40月分とすることが適当である。支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分し、支給期への配分については職員と同様とする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、3.45月分とすることが適当である。任期付研究員の支給期への配分については、職員と同様とする。特定任期付職員の支給期への配分については、本年度は職員と同様とし、令和7年度以降は5の(2)の力の(イ)に記載のとおりとする。

(4) 寒冷地手当

人事院においては、民間の同種手当の支給額が、公務を11.3%上回っていたことから、寒冷地手当の月額を11.3%引き上げるとともに、平成27年の見直しから9年が経過したことから、新たな気象データ（1991年から2020年までの30年平均値を用いた「メッシュ平年値2020」）を、地域の区分の指定基準に当てはめ、支給地域を改定するよう勧告を行った。

本県においても、人事院勧告に準じて、支給月額及び支給地域の改定を行うことが適当である。

なお、支給地域の改定に伴い、支給地域に該当しないこととなる地域については、これまでの受給者に与える影響を考慮した所要の経過措置等を講ずることが適当である。

また、支給月額の改定は本年度から、その他の改定は令和7年4月から実施することが適当である。

5 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 人事院における考え方

人事院においては、公務員人事管理をめぐる重点課題（①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備）に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下「給与制度のアップデート」という。）として、次の6点を主眼に包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとした。

ア 若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、給与面での競争力を更に高めることができるよう、初任給を始めとする若年層の給与水準を引上げ

イ 職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

民間企業における職務や職責に応じた処遇を重視する傾向を踏まえ、人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職責をより重視した俸給体系に見直し

ウ 能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

勤務成績を適切に反映できるよう、昇給やボーナスを見直し

エ 地域における民間給与水準の反映

地域をまたぐ異動の円滑化等に資するよう、地域手当を見直し

オ 採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応

採用や人員配置の円滑化に資するよう、通勤手当や単身赴任手当等を見直し

カ その他環境の変化への対応

家族の在り方やライフスタイルが多様化する中で、生活補助的な給与についても、官民の状況の変化を踏まえ、扶養手当を見直し

(2) 本委員における措置内容

本委員会では、昨年の「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「報告」という。）において、有為な人材の確保等のため、給与制度のアップデートを踏まえた見直しの必要性について言及したところである。

人事院が掲げる人事管理上の重点課題は、本県においても共通するものであり、国と同様に時代の要請に即した給与制度に転換を図っていく必要があることから、本県の実情を踏まえながら、給与制度のアップデートの内容に準じ、見直すことが適当である。

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

行政職給料表（1級・2級）については、採用市場における給与面での競争力を向上させるため、初任給を始め、若年層が在職する号給に特に重点を置いて引き上げることが適当である。

行政職給料表（3級～7級）については、各級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げることが適当である。

行政職給料表（8級～10級）については、各級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消し、上位の級に昇格することに伴い現在よりも大きく給与が上昇する仕組みとすることが適当である。また、現行の号給を大きくくり化して各級を給料月額の刻みの大きい号給構成とし、昇給制度について、成績優秀者のみに大きな給与上昇を確保する仕組みに見直すことが適当である。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表を除き、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。この場合、前記行政職給料表（8級～10級）の措置の対象となる給料表及び職務の級は、次のとおりとする。

給料表	職務の級
公安職給料表	9級
研究職給料表	5級

医療職給料表(1)	4 級
-----------	-----

イ 地域手当

人事院勧告に準じて、級地区分及び支給割合を見直すとともに、所要の経過措置を講ずることが適当である。

ウ 扶養手当

国と同様、本県においても、配偶者に手当を支給する民間事業所の割合や、配偶者を扶養親族とする本県職員の割合が減少傾向にあるなど、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等が認められることに加え、少子化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引き上げることが適当である。

なお、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとし、各年度の具体的な手当額は、次のとおりとする。

年度 扶養親族		令和6年度	令和7年度	令和8年度 以降
配偶者	行政職給料表7級以下	6,500円	3,000円	(支給しない)
	行政職給料表8級	3,500円	(支給しない)	(支給しない)
子		10,000円	11,500円	13,000円

(注)「行政職給料表7級以下」及び「行政職給料表8級」には、これらに相当する職務の級を含む。

エ 通勤手当

広大な県土を有する本県の実情や職員の通勤実態等を踏まえ、新幹線鉄道等の利用に係る特別急行料金及び高速自動車国道の利用に係る料金を含む通勤手当の支給限度額を、1か月当たり150,000円に引き上げ、この支給限度額の範囲内で全額を支給するとともに、新幹線鉄道等又は高速自動車国道の利用により通勤時間が片道30分以上短縮されることを求める要件を廃止することが適当である。

オ 管理職員特別勤務手当

管理職員の勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、超過勤務手当が支給されない管理職員が平日深夜に勤務した場合に支給される手当の対象時間帯を午後10時から午前5時までとすることが適当である。

また、特定任期付職員及び任期付研究員(招へい型)に対し、平日深夜に係る手当を支給することが適当である。

カ 特別給(ボーナス)

(ア) 勤勉手当の成績率

人事院は、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、勤勉手当の成績率の上限を引き上げるとともに、各府省の実情に応じてより柔軟に最上位の成績区分の適用者を決定できることとする報告を行った。

本県においても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、任命権者の実情に応じ、職員の能力・実績をより適切に給与に反映できる勤勉手当制度の在り方について検討を行う必要がある。

(イ) 特定任期付職員の勤勉手当

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することが適当である。

キ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

地域手当(医療職給料表(1)が適用される職員に限る。)、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することが適当である。

Ⅲ 公務運営に関する事項

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展など、本県を取り巻く環境が大きく変化している中、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応しながら、質の高い県民サービスを継続的に提供していくためには、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求することができる人材を安定的に確保し、育成していく必要がある。

一方で、近年、少子化の影響による受験年齢層の人口減少に加え、国や他の地方公共団体、民間企業等との間で人材獲得競争が激化しており、本県の人材確保は非常に厳しい状況にある。特に、専門職においては、採用予定者数を確保できない職種もあるなど、このような状況が継続すると、県行政の運営にも支障をきたすことが強く懸念される。

人事院においては、国家公務員の人材確保が危機的な状況にあることを踏まえ、本年の「職員の給与に関する報告」において、公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、処遇面での取組が不可欠であるとして、給与制度のアップデートを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとした。

この中で、人材確保を支える給与処遇を実現するためには、潜在的志望者層にも訴求し得る給与制度とすることが必要であるとして、採用市場における競争力を向上させるための若年層の給与水準の引上げ、係長以上の俸給水準の底上げによる早期昇格者や民間等からの採用者の処遇改善、ボーナスにおける実績反映の拡大による優秀者の年収増加、採用における多様なニーズに適応した手当支給の拡大などの措置を講ずることとしている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、多様で有為な人材を確保していくためには、更なる試験制度の見直しや情報発信の充実強化、働きやすい勤務環境の整備などの取組に加え、給与制度のアップデートを踏まえた処遇の改善を図っていく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、インターンシップやOB・OG訪問の受入れ、大学訪問に加え、県の施設見学と合わせた業務説明会等を行っているほか、都道府県等での行政経験を有する者を対象とした選考試験を実施するなど、専門職等の人材確保に努めている。

また、SNS等を活用した広報活動による志望者の掘り起こし、採用内定者ガイダンスの開催や定期的な情報発信等による合格者の辞退防止などにも取り組んでいるところである。

（任命権者への要請）

任命権者においては、各種説明会やインターンシップの機会等を通じて、公務職場の魅力や県職員の業務のやりがいとこれをこれまで以上にアピールすることにより、学生等の志望意欲を喚起していくことが重要であり、引き続き、本委員会と連携を密にしながら、志望者のニーズに即した情報発信に一層努めていく必要がある。

また、長時間勤務の解消や休暇の取得促進による働き方改革の推進、仕事と育児・介護等の両立支援などの取組を進め、働きやすい職場環境の整備を一層推進することにより、公務職場の魅力を高めていくことも重要である。

併せて、今般の給与制度のアップデートや、激しさを増している国や他の地方公共団体、民間企業等との人材獲得競争の状況等を踏まえ、公務を取り巻く環境の変化に応じた処遇の改善についても検討する必要がある。

障がい者の採用については、任命権者において、障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者の計画的な採用を行っているところであるが、引き続き、積極的な採用を進めるとともに、障がいのある職員が、障がいの内容や程度に応じて能力を発揮できるよう、採用後に担う具体的な業務や職場環境の整備等に取り組む必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、これまで受験者の確保に向け、公務員志望者だけでなく、民間企業等との併願者や社会人経験者を対象とした試験（Ⅰ種試験（アピール試験型））の新設や、民間企業の採用活動の早期化に対応した先行試験の実施に加え、オンライン等による業務説明会の開催や、SNS等を活用した情報発信などの取組を行ってきた。

さらに、今年度からは、Ⅰ種試験（アピール試験型）の対象職種を拡大し、受験要件の上限年齢を引き上げるとともに、Ⅱ種試験及びⅢ種試験に勤務地を沿岸・県北地域に限定した事務職の職種区分を、Ⅲ種試験に建築職の職種区分を追加したほか、警察官試験の日程を前倒し、試験回数を増やすなど、更なる見直しを図ったところである。

こうした取組により、一般行政職や警察官、一部の専門職では、受験者が増加するなど、一定の効果が見られたところである。

今後も、これまでの取組の効果検証を行いながら、更なる試験制度の見直しに向けた検討を継続していくとともに、受験者の大多数が情報収集の手段としているホームページの一層の充実や、より効果的な説明会への見直し等により、公務の魅力発信の強化を図り、受験者の確保につなげていく。

また、専門職の人材確保については、任命権者と連携し、各種説明会等において、県職員の業務内容や魅力に加え、将来のキャリアについてもイメージできるように、これまで以上にきめ細かく丁寧な説明を行うなど、より一層取組を強化していく。

加えて、採用市場における競争力の向上を図り、潜在志望者層にも訴求し得るよう、給与制度のアップデート等を踏まえ、処遇の改善についても検討を進めていく。

障がい者の採用選考に当たっては、受験者の要望を踏まえ、手話通訳や点字試験の実施等の障がいの特性を踏まえた配慮を行っているところであり、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の確保に取り組んでいく。

(2) 人材育成

複雑化・多様化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様な個性や価値観を持った職員が互いを認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できるよう、職員の意識改革と能力向上に取り組んでいくことが重要である。

職員の育成にあたっては、働き方のニーズやライフスタイルが多様化している中、異なるバックグラウンドやキャリア意識を持つ職員一人ひとりの職位やキャリア形成に応じ、計画的かつ体系的に推進する必要がある。

加えて、職員の資質や能力の向上を図るためには、管理職員のマネジメント能力向上の取組等を一層進めるとともに、職員の自律的・主体的なキャリア形成を支援していくことも重要である。

（任命権者の取組）

任命権者においては、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョンに掲げる目指す職員像である「地域の課題解決に向け、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員」の育成に向け、研修体系の整備や研修内容の充実などに取り組んでいる。

（任命権者への要請）

任命権者においては、若年層から高齢層までの全ての職員が、その能力・経験を十分に発揮できるよう、職位に応じた階層別研修等の各種研修を充実させるとともに、職員が自らの希望に応じて主体的に学び、スキルアップを図ることができる環境を整備する必要がある。

また、定年年齢の引上げに伴い、高齢層職員がこれまで培ってきた知識や経験、専門性を十分発揮できる環境の整備も必要である。

女性職員の活躍推進については、今年度の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は34.0%、管理職員に占める女性職員の割合も13.5%と増加傾向にある。引き続き、女性職員に多様な経験を積み、積極的に登用を進めていくとともに、高い職責を担うことを見据えたキャリア形成の道筋を示すなど、自らの意欲を引き出す取組を進めていく必要がある。

併せて、女性リーダーの養成やキャリア形成等に関する研修の充実、ジョブローテーションによる段階的な能力向上などを通じ、女性活躍に向けた職場環境づくりにも継続して取り組む必要がある。

2 勤務環境の整備

本県においては、「いわて県民計画（2019～2028）」第2期行政経営プランに基づき、出産・育児・介護などの生活の状況や、組織体制を取り巻く環境変化に適切に対応し、高いパフォーマンスを発揮し続けること

を目指し、業務の効率的な運営や柔軟な働き方の推進により、仕事と生活の調和を図り、職員が明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現に向けて取り組んでいる。

職員が心身の健康を維持し、仕事と生活の調和を図ることにより、幸福を感じながら、意欲を持って職務を遂行していくためには、個々の職員の希望や事情に応じた柔軟な働き方の実現や、両立支援、長時間勤務の解消、ハラスメント対策、職員の健康管理に関する課題の解消等の取組を重点的に進め、良好な勤務環境の整備を、より一層推進していく必要がある。

(1) 柔軟な働き方の推進

柔軟な働き方の推進に当たっては、個々の職員のライフスタイルや仕事に対する価値観が多様化する中、多様な人材を活かし、それぞれの職員が活躍できる環境を整えることが重要である。

特に、フレックスタイム制や在宅勤務制度等による柔軟な働き方は、仕事と生活の調和の実現や業務の効率化につながるとともに、職場の魅力を高め、柔軟な働き方への関心が高い世代のニーズにも合致することから、多様で有為な人材の確保にも資するものである。

また、勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の保持に不可欠であり、仕事と生活の調和を図る上でも重要である。

(制度の導入状況及び任命権者の取組等)

ア フレックスタイム制

本県においては、本委員会が令和2年の報告において、柔軟な働き方に対応した職場環境の整備の必要性について言及したことを踏まえ、子の養育又は配偶者、父母等の介護をする職員等を対象としたフレックスタイム制を令和4年1月から実施している。

加えて、知事部局においては、本年1月から、単身赴任者等を対象に追加した試行を実施しているところである。

イ 在宅勤務制度

本県においては、令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした在宅勤務制度を導入し、同年5月からは、職員の多様な働き方を推進するため、子育てや介護等との両立を図る職員に対象を拡大して実施している。

加えて、知事部局及び教育委員会においては、本年6月から、職員の通勤時間の短縮や通勤による心身の負担の軽減、業務の効率化等により、仕事と生活の調和に資することから、公務の運営に当たって支障がないと認められる場合に、子育てや介護等を行う職員に限定せず、対象を拡大して実施しているところである。

ウ 勤務間インターバル制度

国において、本年4月から、各省各庁の長に対して勤務間のインターバル確保に係る努力義務を課したことを受け、知事部局においては、本年6月から、時差出勤等の既存制度を活用した11時間の勤務間インターバル制度の試行を開始したところである。

(任命権者への要請)

フレックスタイム制について、国においては、平成28年から一般職員を対象を拡大しており、令和5年4月から制度の柔軟化を図ったほか、この柔軟化の効果が十分に発揮され、個々の職員の健康確保や希望・事情に応じた働き方がより一層可能となるよう、令和7年4月から選択的週休3日の対象職員を一般職員に拡大する等の更なる制度の柔軟化を図ることとしている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、フレックスタイム制の拡充が仕事と生活の調和や、公務能率の向上に資するほか、多様で有為な人材の確保にもつながることから、公務の運営に支障がないよう十分に配慮した上で、各任命権者の実情に応じ、制度の更なる拡充を図る必要がある。

また、在宅勤務制度や勤務間インターバル制度についても、課題の検証等を行いながら、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、制度の導入や改善、拡充の必要性等を検討していく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としても、引き続き、国及び他の都道府県の取組等について調査・研究を進めるとともに、任命権者とも意見交換を行いながら、より柔軟な働き方の在り方について検討していく。

(2) 仕事と生活の両立支援

両立支援の推進については、仕事と育児・介護の両立を図ることができるよう、休暇制度等の整備・拡充と併せて、休暇を取得しやすい職場環境の整備等にも取り組んできたところである。

人事院においては、本年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（令和6年法律第42号。以下「民間育児・介護休業法等の一部改正法」という。）の内容も踏まえ、育児時間の取得パターンの多様化等、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子等の看護休暇の見直しなどによる、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることとしている。

本県においても、民間育児・介護休業法等の一部改正法や、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、育児や介護等の事情を有する職員が安心して働き続けることができる勤務環境の整備を進めていく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、復職面談シートの作成、育児に関する制度等の情報の集約化、所属長向けのQ&Aの作成、外部講師による父親を対象としたセミナーの開催等により、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んできたところである。

こうした取組により、男性職員の育児休業取得率は、任命権者により差異が見られるものの、いずれの任命権者においても上昇しており、特に、知事部局等においては、令和5年度97.4%と取得率100%に近づいている。

また、育児休業の取得促進に加え、職員が働きながら個々の事情に応じたライフスタイルとの両立ができるよう、フレックスタイム制や在宅勤務制度の対象者を拡大するなど、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備も進めてきたところである。

（任命権者への要請）

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」においては、男性地方公務員（一般職・一般行政部門常勤）の育児休業取得率に係る政府目標として、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%とすることとされていることから、取得率の向上と併せ、職員が希望どおりの期間を取得できるよう、継続した取組が必要である。

なお、同戦略において、警察部門、教育委員会等の取得率については、1週間以上等の取得期間の目標は設定されていないが、令和7年までに50%、令和12年までに85%とすることとされていることから、特に、教育委員会においては、目標の達成に向け、取組を一層強化する必要がある。

また、民間育児・介護休業法等の一部改正法の内容や、国の取扱い等を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置を検討していく必要がある。

加えて、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるよう、両立支援制度の周知や利用しやすい環境の整備に、引き続き取り組む必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においても、職員の希望や事情に応じた勤務を可能とすることにより、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、意欲的に職務に取り組むことができるよう、民間育児・介護休業法等の一部改正法や、国及び他の都道府県の取組等を踏まえ、仕事と生活の両立支援をより一層推進していく。

（3）長時間勤務の解消等

職員が高い意欲を持ち、その能力を最大限に発揮することにより、幸福を実感できるようにするためには、更なる働き方改革を推進し、業務量の削減や業務の効率化を図ることにより、総労働時間を削減する必要がある。そのためには、長時間勤務の解消とともに、休暇の取得促進や業務の効率化についても推進していく必要がある。

また、人事院においては、適切な勤務間のインターバルにより睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求する上でも重要であり、そのためには、長時間勤務を減らしていく必要があるとしている。こうした趣旨からも、長時間勤務の解消は、重要かつ喫緊の課題である。

（任命権者の取組）

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、これまでも業務の見直しや業務量の平準化を図るとともに、超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化、職員の働き方に係る意識改革などの取組を進めてきた。

加えて、電子決裁・文書管理システムや、AIチャットボット、RPA（ロボテック・プロセス・オートメーション）等を導入し、デジタル技術等を活用した業務の効率化も進めてきたところである。

今年度においては、業務改革・改善をテーマとした「働き方改革セミナー」を開催し、職員自らが主体的に業務の見直しに取り組むための考え方や手法を身に着けることにより、更なる働き方改革の推進を図ることとしている。

令和5年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間数は、こうした任命権者の取組に加え、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応業務の減少等により、全体で前年度よりも0.9時間減少し、14.7時間となった。

また、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第30号）で定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員の割合は、上限規制の制度導入後、初めて減少に転じるなど、これまでの取組の効果が徐々に表れてきたところである。

（任命権者への要請）

長時間勤務の解消は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、仕事と生活の調和の推進の観点のみならず、職場の魅力を高め、多様で有為な人材を確保する上でも重点的に取り組むべき課題であることから、任命権者においては、引き続き、不断の取組を進めていく必要がある。

本委員会においては、昨年の報告において、上限を超えて超過勤務を命じられた職員に共通する主な業務内容の調査・分析を踏まえ、割合の高かった「県議会対応業務」、「予算・会計関係対応業務」及び「人事・給与関係業務」に係る改善の必要性について言及したところである。

これを受け、任命権者においては、「県議会対応業務」に係る超過勤務の要因分析及び改善策の検討を行い、その結果を県議会にも報告したところであり、現在、県議会においても、職員の超過勤務の縮減に向けた具体策の検討が行われているところである。

本委員会においては、こうした県議会の御理解と御協力に対して敬意を表するとともに、任命権者における継続した取組が、県議会対応業務に係る超過勤務の縮減につながることを期待する。

また、「予算・会計関係対応業務」や「人事・給与関係業務」を含むその他の業務についても、「岩手県庁働き方改革ロードマップ」等を踏まえ、業務プロセスの見直しや効率化を着実に進めていく必要がある。

こうした取組によってもなお、恒常的な長時間勤務が解消されない場合は、業務量や業務内容に応じて適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会としては、任命権者における他律的業務の比重が高い部署の指定状況や特例業務に係る要因の整理分析等に加え、昨年の報告を契機に始まった取組により、更なる改善が図られるよう、任命権者と意見交換を行いながら、制度の趣旨等を踏まえた指導・助言を継続して行っていく。

また、事業場調査を通じて、恒常的に長時間勤務を行う職員がみられるなど、特にその解消が必要と考えられる事業場に対しては、改善計画の策定を求め、管理職員が先頭に立ち主体的に取り組むよう指導するなど、労働基準監督機関として適切な指導・助言を行い、長時間勤務解消に向けた取組を進めていく。

（教育職員の長時間勤務の解消）

教育委員会では、本年2月に策定した「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」において、新たに時間外在校等時間が月80時間以上の教育職員数をゼロにすることを目標に掲げ、取組を進めている。

前プランの目標である時間外在校等時間が月100時間以上の教育職員数ゼロは、これまでの取組により概ね達成しつつあるが、本委員会が実施した事業場調査における月80時間を超える教育職員数（実数）は、令和5年度実績で504人と多い状況にあることから、新たな目標の達成のためには、より一層の取組強化を図る必要がある。

長時間勤務の解消と健康の保持増進は、職員の幸福実現の基盤となるものであり、今後も、本プランの推進に当たっては、市町村教育委員会等とも十分に連携しながら、更なる取組を進めていく必要がある。

加えて、長時間勤務の解消を図るためには、管理職員が教育職員の勤務管理を自らの重要な責務であると自覚した上で、業務の見直しや効率化・合理化に向けてリーダーシップを発揮し、教育職員の勤務時間の適正化

や負担軽減を行うことが重要である。

また、本年8月の中央教育審議会による答申（「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について）を受け、文部科学省において、答申内容の実現に向けた検討が始まったところであり、教育委員会においても、その動向を注視しながら、教育職員の勤務環境の整備を一層推進していく必要がある。

（休暇の取得促進）

一部の職員を除き公務員には適用されないが、労働基準法により、年5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられている趣旨を踏まえ、任命権者においては、職員の健康の保持増進を図る観点からも、引き続き、年次休暇の計画的な取得を促進していく必要がある。

また、今年度から、夏季休暇の使用可能期間を拡大したところであり、職員が心身共にリフレッシュできるよう、休暇を取得しやすい勤務環境の整備についても、引き続き取り組んでいく必要がある。

（4）ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、その防止は重要な課題である。

こうしたことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員の役割は重大であり、自らがハラスメントを行わないことは言うまでもなく、職員が業務を遂行できる良好な勤務環境の整備に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する必要がある。

また、ハラスメントは誰しもが加害者にも被害者にもなり得るため、職員一人ひとりがハラスメントの防止を意識するとともに、相談や苦情に対して、適切に対応するための必要な体制を整備することが重要である。

さらに、近年、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）が社会的に問題となっている中、公務においても、行政サービスの利用者等からの言動がパワー・ハラスメントになり得ることから、適切に対応していく必要がある。そのためには、管理職員等を対象とした研修や、「コンプライアンス確立の日」の取組等を通じ、カスタマー・ハラスメントから組織として職員を守る責務があることや、過度な要求に対しては毅然とした対応が求められること等について、職員の意識啓発を図っていく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、ハラスメントの防止等に関する基本方針等に基づき、管理職員に対しては、研修や人事評価の機会を活用してハラスメント対策の必要性の意識付けを行うとともに、職員に対しては、「コンプライアンス確立の日」等を活用した意識啓発を継続して行うなど、職員一人ひとりのハラスメント防止意識の醸成を図っているところである。

また、相談窓口の体制強化や相談受付方法の拡充など、職員がより相談しやすい環境を整備することにより、問題の解決にあたっている。

一方で、本委員会が設置する苦情相談窓口に対する職員からのハラスメントに関する相談件数は、近年20件程度で推移しており、令和5年度は前年度より5件減少したものの、相談件数全体の約4割を占めている。

任命権者が設置する相談窓口におけるハラスメントに関する相談件数についても、令和5年度は前年度より14件減少したものの29件となっており、依然として多数の相談が寄せられている。

（任命権者への要請）

任命権者においては、引き続き、管理職員の役割の重要性に係る意識付けや、職員への意識啓発、相談窓口の強化・周知等に取り組む必要がある。

加えて、管理職員をはじめとする職員一人ひとりがハラスメントに対する理解を深めるとともに、職場内で円滑なコミュニケーションが図られるよう、ハラスメントを起こさない職場づくりに向け、一層取り組む必要がある。

また、カスタマー・ハラスメントについては、暴言や不当な要求等の著しい迷惑行為から職員を守るとともに、毅然とした対応をしていく必要があることから、組織的な対策を検討していく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、相談窓口の周知を継続して行うとともに、職員からの苦情相談に応じる職員のスキル

アップを図り、丁寧に相談内容を聞き取りながら、任命権者と緊密に連携し、迅速かつ適切に問題解決につなげていく。

また、本委員会の本年の啓発映像の放送研修では、カスタマー・ハラスメント対策をテーマに研修を実施したところであるが、今後も引き続き、各種研修や啓発教材の貸出し等を通じて、ハラスメントの防止に向けた職員の意識啓発等の取組を進め、職員一人ひとりが、明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現を図っていく。

(5) 心身の健康管理

職員が仕事と生活の調和を図るとともに、質の高い行政サービスを提供していくためには、心身ともに健康であることが重要であり、また、心身の健康は、職員の幸福実現の基盤となるものである。こうしたことから、組織として職員の健康に配慮するとともに、経営的な視点から職員の健康管理を戦略的に実践する健康経営を推進していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導、ストレスチェック、個別相談等の実施により、メンタルヘルス不調の未然防止や重症化の予防を図ってきた。

知事部局においては、今年度から各広域振興局に健康サポート専門員を配置し、出先機関におけるメンタルヘルス対策の強化を図ったところであり、教育委員会においても、今年度から2～6か月の間において月平均80時間以上の長時間勤務を行った職員について、本人からの申し出がなくても産業医による面接指導の対象とし、支援が必要な職員の早期発見に努めている。

一方、長期療養者のうち精神疾患を原因とする職員の割合は、令和5年度には8割を超え、増加傾向にあるが、その中でも特に、若年層の職員の割合が増加している。

(任命権者への要請)

任命権者においては、こうした状況を踏まえ、職場環境や勤務実態の把握を通じて必要な措置を講ずるなど、未然防止策に一層取り組むとともに、ストレスチェックの効果的な活用や、相談体制の充実・強化により、メンタルヘルス不調に陥った職員の早期発見と早期対応に努める必要がある。

また、メンタルヘルス不調等に陥り継続的な支援を要する職員に対しては、円滑な復帰に向けた支援を行うとともに、個々の状況に応じた適切な再発防止策を講じていく必要がある。

加えて、将来、本県の公務運営を支える若年層の職員に対しては、上司・同僚の適切なフォローや円滑なコミュニケーション等を丁寧に進め、職場において仕事の悩みを気軽に相談できる環境づくりに、引き続き取り組んでいく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、本年8月に閣議決定された過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）第7条第5項により準用する同条第2項の規定に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更の趣旨等も踏まえ、任命権者の取組を支援し、労働基準監督機関として適切な指導・助言を引き続き行っていく。

IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえた月例給については初任給を始め若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を、特別給については3年連続で0.10月分の引上げ改定を行うこととした。

また、人材確保を処遇面から支えるとともに、職務上の役割や能力・実績等をより反映した給与処遇を実現し、ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応した様々な形での活躍を支援するため、時代の要請に即した給与制度のアップデートに準じた見直しを行うこととした。

本県の職員においては、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興を始めとする県が直面する様々な課題の解決に向け、日々職務に全力を挙げて精励しているものと認識している。加えて、本年、本県において初めて発生した豚熱や、台風等の度重なる自然災害への対応、能登半島地震に係る職員派遣による復旧・復興支援など、突発的な業務にも尽力しているところである。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、こうした職員の努力や実績に報いるものであり、併せて、職員の働きやすい勤務環境や働き方改革を推進することにより、公務職場の魅力を一層高め、有為な人材の確保にも資するものと考えている。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

【勧告】

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行った。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を416,600円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,600円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあつては、期末手当の支給割合を0.7125月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5125月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.3月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあつては、期末手当の支給割合を0.6125月分とし、勤勉手当の支給割合を0.6125月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあつては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあつては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。

(4) 寒冷地手当

ア 寒冷地手当の支給月額を、支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	19,800円	11,400円	8,200円

イ 寒冷地手当の支給地域を別記第2の表のとおりとすること。

この改定に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に引き続き居住する職員については、所要の経過措置等を講ずること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

II 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

Iの1の(1)による改定後の給料表を別記第5のとおり改定することとし、新給料表への切替えは、別記第6の切替要領によること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、その職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第6条第5項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第7条第5項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り昇給させることとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定すること。

(3) 扶養手当

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第27条第4項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第22条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

イ 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(4) 地域手当

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

ア 1級地 100分の20

イ 2級地 100分の16

ウ 3級地 100分の12

エ 4級地 100分の8

オ 5級地 100分の4

(5) 通勤手当

ア 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び高速自動車国道に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

イ 新幹線鉄道等及び高速自動車国道に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

(6) 管理職員特別勤務手当

ア 特定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、一般職の職員の給与に関する条例第34条の2第3項第2号の適用を受ける職員は、6,000円（市町村立学校職員の給与等に関する条例第28条の

2第3項第2号の適用を受ける職員は、3,000円)を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額(その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とすること。

(7) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

一般職の職員の給与に関する条例第28条の3に規定する地域手当、特地域勤務手当、特地域勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給すること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

(1) 勤勉手当を支給すること。

(2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者又はその委任を受けた者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(3)のア、2の(2)のア及び3の(2)については同年12月1日から、Ⅰの1の(3)のイ、1の(4)のイ、2の(2)のイ、Ⅱ、Ⅲの2の(1)及び(2)については令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第27条第4項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第22条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき11,500円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲で人事委員会規則で定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

昇給、昇格等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

承認事務の処理件数

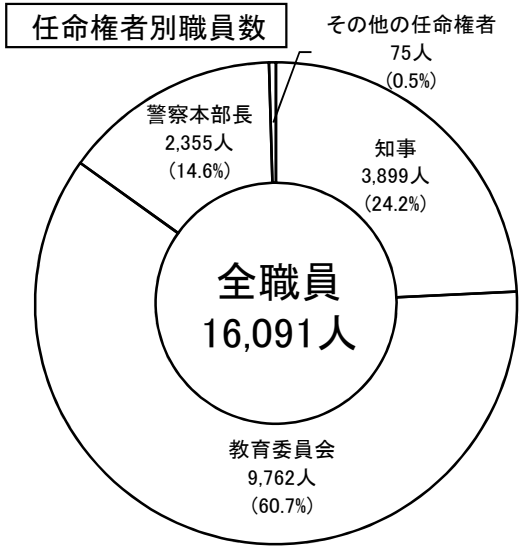
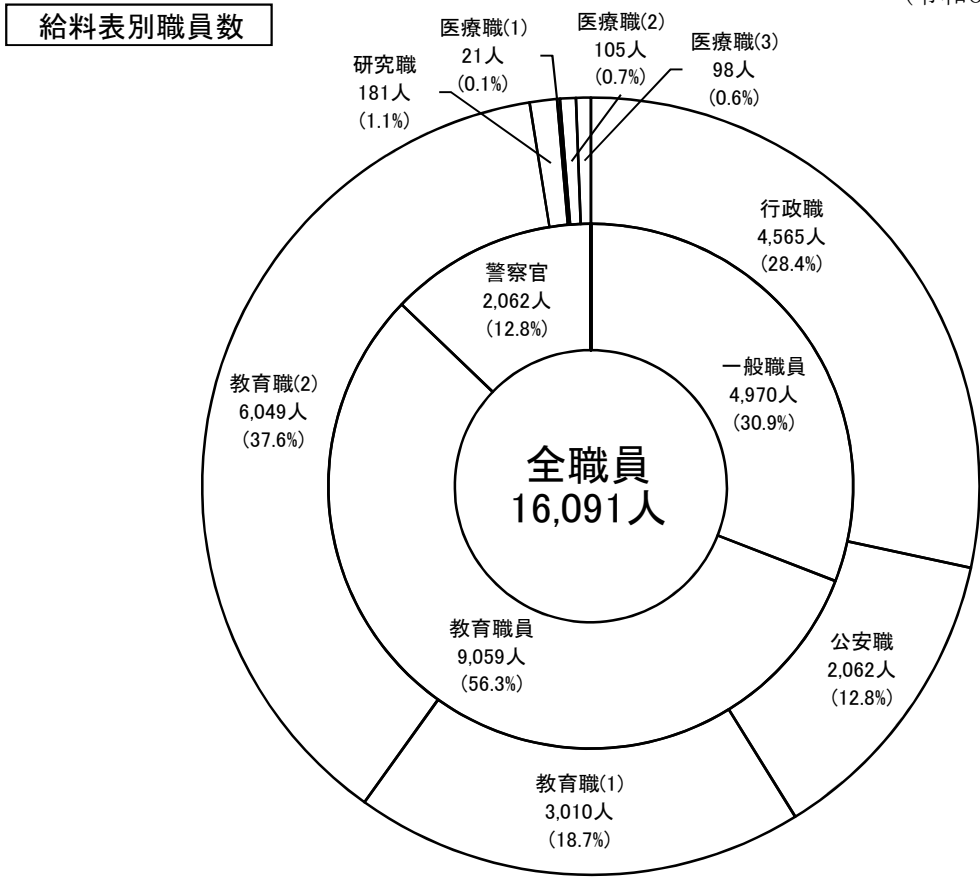
任命権者 項目	知事	議長 議長	教育 委員会	警察 本部長	代表 監査 委員	人事 委員会	選挙 管理 委員会	海区漁 業調整 委員会	計
採用者の職務の 級等の承認事務	3								3
採用者の号給の 承認事務	48		52	26					126

昇格者の職務の 級の承認事務									
昇給の承認事務				1					1
部付・課付等の 職員の職務の級 の承認事務				2					2
その他の承認事 務	4					1			5
計	55		52	29		1			137

(3) 職員の状況

ア 給料表別、任命権者別職員数

(令和6年4月1日現在)



その他の任命権者内訳 (人)

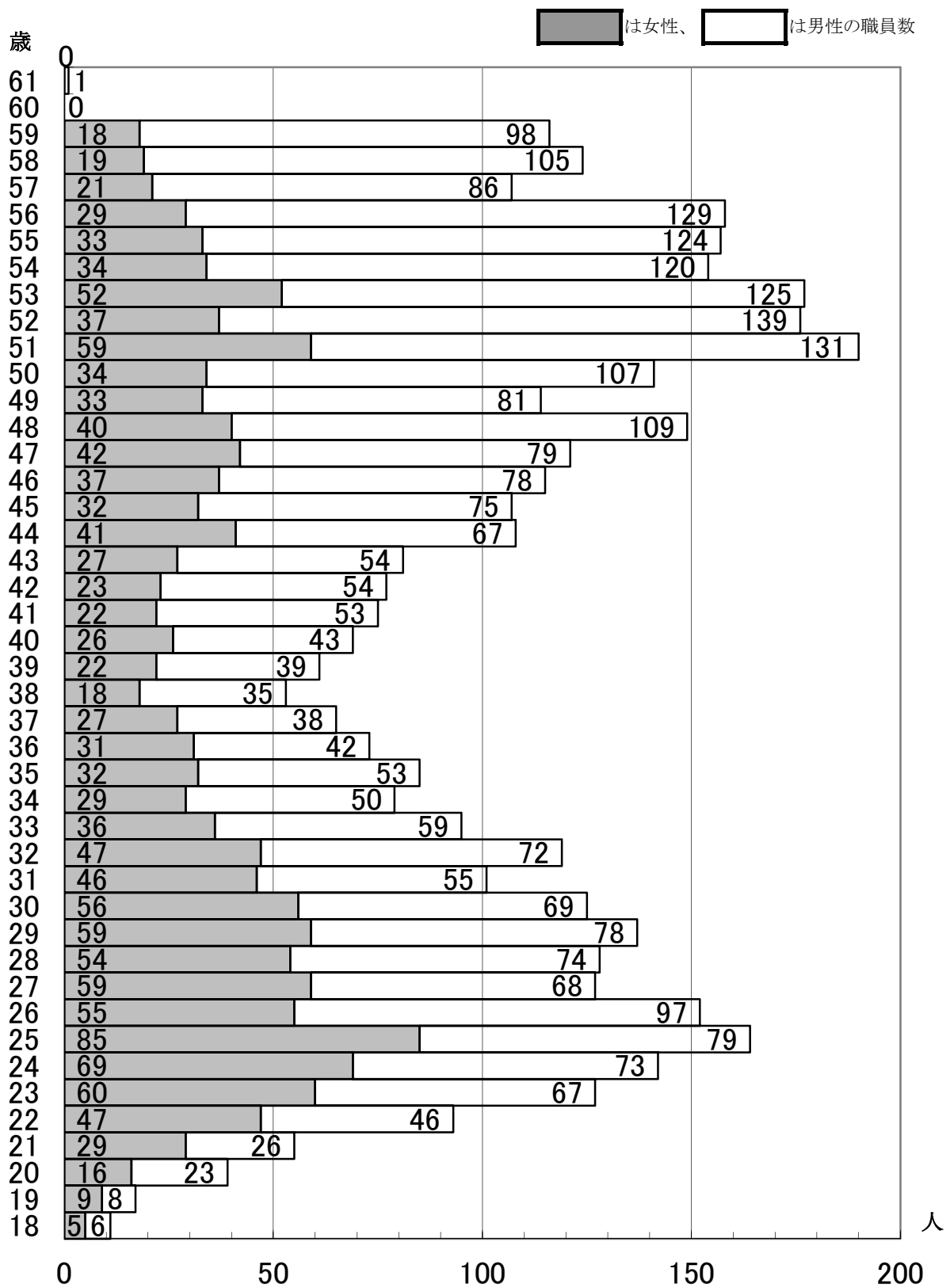
議会議長	32
人事委員会	17
代表監査委員	16
選挙管理委員会	6
海区漁業調整委員会	4

注1 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

注2 端数処理のため、構成比が100%にならない場合がある。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 令和6年4月1日現在)



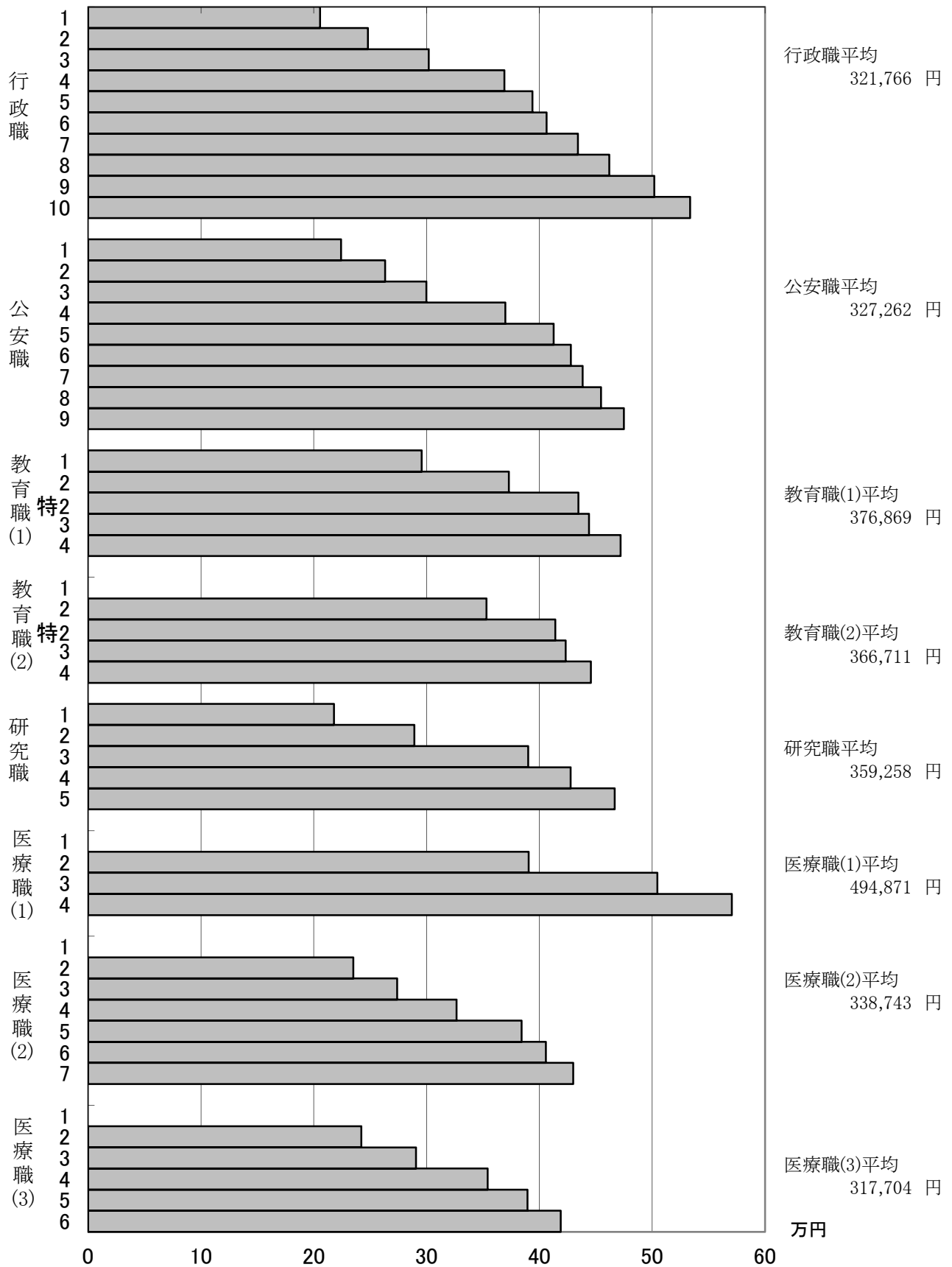
ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

(令和6年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
計	人 16,091	歳 42.7	年 20.8	人 0.79	人 (%) 12,450 (77.4)	人 (%) 706 (4.4)	人 (%) 2,934 (18.2)	人 (%) 1 (0.0)	人 (%) 9,266 (57.6)	人 (%) 6,825 (42.4)	円 388,891
行政職	4,565	40.7	19.8	0.71	2,503 (54.8)	190 (4.2)	1,871 (41.0)	1 (0.0)	3,015 (66.0)	1,550 (34.0)	350,965
公安職	2,062	37.5	16.9	1.19	979 (47.5)	134 (6.5)	949 (46.0)	—	1,820 (88.3)	242 (11.7)	356,188
教育職 (1)	3,010	45.1	22.5	0.86	2,802 (93.0)	95 (3.2)	113 (3.8)	—	1,632 (54.2)	1,378 (45.8)	421,496
教育職 (2)	6,049	44.7	22.2	0.66	5,795 (95.8)	254 (4.2)	—	—	2,595 (42.9)	3,454 (57.1)	412,088
研究職	181	44.1	21.3	0.86	179 (98.8)	1 (0.6)	1 (0.6)	—	127 (70.2)	54 (29.8)	389,483
医療職 (1)	21	47.8	22.8	0.90	21 (100.0)	—	—	—	17 (81.0)	4 (19.0)	833,562
医療職 (2)	105	43.2	20	0.60	93 (88.6)	12 (11.4)	—	—	50 (47.6)	55 (52.4)	371,721
医療職 (3)	98	38.8	16.3	0.39	78 (79.6)	20 (20.4)	—	—	10 (10.2)	88 (89.8)	332,986

工 給料表別、級別平均給料月額

(令和6年4月1日現在)



(参考1) 給料表別職員数の推移(各年4月1日現在)

給料表 \ 年	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
計	人 18,800	人 18,695	人 18,409	人 18,218	人 18,058	人 17,914	人 17,726	人 17,660	人 17,526	人 17,375	人 17,263	人 16,931	人 16,547	人 16,091
行政職	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490	4,489	4,487	4,557	4,591	4,655	4,711	4,702	4,658	4,565
公安職	2,090	2,222	2,159	2,161	2,139	2,134	2,114	2,104	2,098	2,080	2,084	2,074	2,071	2,062
教育職(1)	3,530	3,482	3,443	3,381	3,395	3,413	3,385	3,374	3,347	3,319	3,273	3,206	3,112	3,010
教育職(2)	8,078	7,975	7,842	7,713	7,589	7,445	7,307	7,189	7,056	6,885	6,762	6,511	6,282	6,049
研究職	202	197	196	192	194	191	191	193	193	194	187	191	184	181
医療職(1)	16	17	17	17	18	18	21	19	17	23	26	26	25	21
医療職(2)	167	159	143	139	138	129	124	125	126	126	120	120	117	105
医療職(3)	86	91	92	93	93	95	97	99	98	93	100	101	98	98
指定職														
特定任期付職員				1	1	1								
2号任期付研究員				2	1	1	1	1						

(参考2) 給料表別平均年齢の推移(各年4月1日現在)

給料表 \ 年	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
計	歳 43.5	歳 43.7	歳 43.9	歳 44.0	歳 44.2	歳 44.1	歳 43.9	歳 43.8	歳 43.5	歳 43.3	歳 43.2	歳 43.0	歳 42.8	歳 42.7
行政職	42.7	42.9	42.8	42.7	42.6	42.1	41.9	41.6	41.2	40.9	40.9	40.8	40.7	40.7
公安職	40.2	39.2	39.5	39.2	39.0	38.5	38.4	38.2	37.9	37.7	37.7	37.6	37.6	37.5
教育職(1)	43.3	43.4	43.6	43.7	44.0	44.2	44.2	44.4	44.4	44.6	44.8	45.0	45.1	45.1
教育職(2)	45.0	45.6	45.9	46.3	46.7	46.8	46.7	46.6	46.3	46.0	45.7	45.4	45.1	44.7
研究職	43.5	43.6	44.2	44.5	43.9	43.4	42.8	42.5	42.8	43.1	43.4	43.5	43.9	44.1
医療職(1)	46.7	47.6	48.8	49.4	48.7	48.6	46.8	48.6	47.6	45.1	46.3	43.1	44.6	47.8
医療職(2)	42.9	43.5	43.8	44.2	43.8	43.8	44.2	43.3	42.4	42.8	43.0	43.3	43.0	43.2
医療職(3)	45.0	44.4	43.0	42.1	41.6	41.7	41.9	42.3	42.5	40.5	40.3	39.5	39.3	38.8
特定任期付職員														
2号任期付研究員														

(参考3) 給料表別平均給料月額推移(各年4月1日現在)

給料表	年	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計		362,085	360,503	360,691	360,255	361,798	358,959	357,437	355,765	353,504	351,708	350,219	348,929	348,218	350,408
行政職		340,953	339,482	337,857	335,988	335,948	331,136	329,164	326,521	323,416	321,304	319,731	318,653	318,484	321,766
公安職		334,529	325,804	326,418	323,290	323,485	320,993	321,369	320,958	320,546	320,565	320,923	321,470	322,818	327,262
教育職(1)		364,777	364,422	365,390	366,460	370,628	369,596	369,596	370,334	370,437	371,419	372,047	372,919	373,881	376,869
教育職(2)		380,274	380,519	381,270	382,184	384,380	382,152	379,972	378,086	375,212	372,445	369,992	367,884	365,940	366,711
研究職		364,502	364,405	367,702	367,727	362,201	356,181	351,709	349,183	351,875	352,719	355,570	354,247	357,093	359,258
医療職(1)		499,293	501,464	511,629	514,823	505,661	500,616	484,290	491,421	490,511	470,356	475,634	458,842	469,152	494,871
医療職(2)		340,600	341,123	341,997	343,839	340,145	342,610	345,030	339,389	332,859	333,961	335,344	336,090	335,326	338,743
医療職(3)		361,133	354,209	342,432	334,983	329,460	327,636	329,041	331,709	333,325	324,126	320,897	315,763	315,295	317,704
特定任期付職員															
2号任期付研究員															

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移(各年4月1日現在)

区分	29		30		31	2	3	4	5	6
	減額前		減額前							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
職 員 給 与	360,920	361,139	357,986	358,214	353,986	351,136	351,165	348,842	347,618	352,677
民 間 給 与	361,676		358,823		354,432	351,088	351,171	349,857	351,454	363,635
較 差	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0.21	0.15	0.23	0.17	0.13	△0.01	0.00	0.29	1.10	3.11

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業員の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

分 限 及 び 懲 戒

4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 9 号）第 4 条及び職員の懲戒の手続及び効果等に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

令和 6 年度における分限処分の報告件数は 1 件、懲戒処分の報告件数は 30 件であった。県民からの信頼を引き続き確保するため、法令順守意識の徹底により、不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引き続き積極的に取り組むことが望まれる。

(1) 分限処分の状況

令和 6 年度における分限処分の報告件数は 1 件で、前年度と同数となった。

ア 6 年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良					0
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴				1	1
計		0	0	1	1
任命権者別	知事部局				0
	教育委員会			1	1
	警察本部				0

イ 過去 5 年間の件数の推移

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
勤務成績不良						
心身故障						
刑事事件提訴		1		2	1	1
計		1	0	2	1	1
処分の種類	免職					
	降任					
	休職	1		2	1	1

(2) 懲戒処分の状況

令和6年度における懲戒処分の報告件数は30件で、前年度から3件減少した。

事由別にみると、一般サービスの9件が最も多く、次いで交通事故が6件の順であった。

任命権者別にみると、知事部局は4件で前年度から3件の減少、教育委員会は23件で前年度から1件の減少、警察本部は3件で前年度から1件の増加であった。

ア 6年度の状況

理由 \ 種類		免職	停職	減給	戒告	計
交通事故		0	1	2	3	6
酒気帯び運転		4	0	0	0	4
速度超過		0	0	0	4	4
一般サービス		0	1	4	4	9
業務処理		0	0	0	2	2
公金等取扱		0	0	0	0	0
職員団体活動		0	0	0	0	0
監督責任		0	0	0	2	2
公務外非行		1	1	1	0	3
計		5	3	7	15	30
任命権者	知事部局	0	0	1	3	4
	教育委員会	4	3	4	12	23
	警察本部	1	0	2	0	3

イ 過去5年間の件数の推移

処分事由 \ 処分の種類		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般サービス・業務処理	違法な職員団体活動					
	欠勤、不適切処理等	8	4	9	14	14
	小計	8	4	9	14	14
その他非行	交通法規違反等	7	13	7	10	13
	その他	2	13	8	7	3
	小計	9	26	15	17	16
監督責任関係			5	3	12	3
計		21	22	33	43	33
任命権者別	知事部局	4	12	7	8	7
	教育委員会	18	20	15	35	24
	警察本部		1	5	0	2

審 査 関 係 事 務

5 審査関係事務

(1) 公平審査関係

ア 勤務条件に関する措置の要求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の勤務条件に関する措置の要求について、令和6年度に係属した事案はなかった。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の勤務条件に関する措置の要求について、令和6年度に係属した事案はなかった。

(イ) 状況

事 案 名		受理 総数	令和5年 度末係属 件数	令和6年 度中の申 立件数	令和6年 度中の取 下げ件数	令和6年 度中の判 定件数	令和6年 度末係属 件数
県 関 係		0	0	0	0	0	0
受 託 市 町 村 等 関 係		0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0

イ 不利益処分についての審査請求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和6年度末において、令和4年度中に受理した1件及び令和5年度中に受理した1件を裁決し、令和6年度中に受理した1件が係属している。これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 戒告処分取消請求事案（5人委（審）第1号事案）

書面審理を行い、令和7年2月19日に裁決（棄却）を行った。

(b) 懲戒免職処分取消請求事案（4人委（審）第4号事案）

口頭審理を行い、令和7年3月25日に裁決（棄却）を行った。

(c) 懲戒免職処分取消請求事案（6人委（審）第2号事案）

令和6年6月20日に受理を決定した。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和6年度末において、令和6年度中に受理した1件が係属している。これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

る。

(a) 懲戒停職処分取消請求事案（6人委（審）第1号事案）

令和6年4月25日に受理を決定した。

(イ) 状況

事 案 名		受理 総数	令和5年 度末係属 件数	令和6年 度中の申 立件数	令和6年 度中の取 下げ件数	令和6年 度中の判 定件数	令和6年 度末係属 件数
県 関 係	4人委（審）第4号事案	1	2	1	0	2	1
	5人委（審）第1号事案						
	6人委（審）第2号事案						
受 託 市 町 村 等 関 係	6人委（審）第1号事案	1	0	1	0	0	1
合 計		2	2	2	0	2	2

(2) 職員苦情相談

(ア) 概要

a 職員体制

計 8 人（職員課 審査・給与担当職員 8 人）のうち女性 5 人（セクハラ相談の対応等）

b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

(イ) 状況

a 件数等

令和 6 年度中に受理した件数は 88 件（実件数）となっており、男女別では、男性 43 件、女性 42 件、その他・不明が 3 件で、任命権者別では、知事部局 25 件、教育委員会 9 件、警察本部 1 件、市町村・一部事務組合等 23 件、その他・不明が 30 件となっている。相談の申出方法は、電話 48 件、メール 30 件、面談 9 件、書面 1 件となっている。

b 内容別・任命権者別処理件数

※（ ）内は令和 5 年度の件数

	知事部局	教育 委員会	警察本 部	市町村・一部 事務組合	その他・ 不明	計
任 用	0 (2)	2 (2)	0 (1)	2 (2)	4 (5)	8 (12)
給 与	1 (1)	0 (2)	0 (0)	3 (0)	0 (3)	4 (6)
勤務時間、休暇、服務等	2 (1)	3 (14)	0 (0)	7 (4)	3 (4)	15 (23)
健 康 安 全 等	0 (0)	1 (6)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (6)
セ ク ハ ラ	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
パ ワ ハ ラ	11 (5)	2 (4)	0 (3)	6 (1)	8 (12)	27 (25)
パワハラ以外のいじめ等	7 (4)	0 (2)	0 (0)	4 (0)	4 (4)	15 (10)
公 平 審 査	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
そ の 他	4 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	9 (2)	16 (2)
計	25 (14)	9 (30)	1 (4)	24 (7)	29 (30)	88 (85)

c 処理方法

制度説明・助言をしたものが 51 件、相談者の意向等を当局に伝達したものが 16 件、他機関を紹介したものが 18 件、その他が 3 件となっている。

なお、審査請求に移行した事例及び措置要求に移行した事例はなかった。

(3) 職員団体関係

ア 管理職員等の指定

(ア) 概要

a 県関係

令和7年4月からの知事部局等における職の設置等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

b 受託市町村等関係

令和6年4月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

イ 職員団体の登録

(ア) 概要

職員団体の登録については、新規登録に係る届出が1件、役員改選等に係る届出が28件、規約の変更に係る届出が1件あった。

(イ) 状況

令和5年度末登録団体総数	新規登録団体数	解散等団体数	変更届出			法人となる旨の申出	令和6年度末登録団体総数
			規約	役員	所在地		
32	1	0	1	28	0	0	33

注)「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

(4) 労働基準監督関係

令和6年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第1第11号、第12号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

そこで、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、労働基準及び労働安全衛生の遵守状況に関する調査（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っている。

全体状況の把握と効率的な指導を図るため、平成19年度から書面による全数調査と必要に応じた現地指導を実施しており、令和6年度は、当委員会所管の全169事業場について実施した。（兼務職員のための10事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局50事業場、教育委員会90事業場、警察22事業場、その他任命権者7事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について（6年度受付分）

	衛生管理者 の選任報告 (件)	産業医の 選任報告 (件)	定期健康診 断結果報告 (事業場)	特殊健康診断・特 定健康診断結果 報告(事業場)	労働者死傷 病報告(件)	有機溶剤中毒予 防規則一部適用 除外認定(件)
知事部局	4	4	11	6	2	0
教育委員会	15	2	20	20	18	0
警察	11	1	17	15	45	0

(イ) 宿日直許可の状況について（7.3.31現在）

知事部局	5
教育委員会	20
警察	23
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締りの状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン（以下「ボイラー等」という。）の安全取締りの状況

総括表（7.3.31現在） 設置事業場数 42（廃止分を除く。）

	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	38	33	1	4
本年度設置基数 (B)	1	0	0	0
本年度廃止基数 (C)	2	0	0	0
本年度末の総数設置基数(D) <(A)+(B)-(C)>	37	33	1	4

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区 分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴンドラ	クレーン
落 成 検 査	1	1	0	0	0
変 更 検 査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	0
性 能 検 査	40	35	33	1	1

(検査結果)

- 1 ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 2 本年度における検査結果は概ね良好であった。

(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況

市町村等公平委員会の事務の受託は、令和7年4月1日現在で13市15町4村18一部事務組合3広域連合の合計53団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合、盛岡地区衛生処理組合及び盛岡広域環境組合の1市3一部事務組合である。

(6) 退職管理関係

地方公務員法の一部改正により、平成28年度から、現職職員が再就職者から禁止されている働きかけを受けた時は人事委員会にその旨を届け出るよう義務付けられたが、令和6年度中に当該届出はなく、第三者からの通報もなかった。

参 考 資 料

6 参考資料

(1) 初任給基準表(令和7年4月1日現在)

行政職給料表

一般	正規の試験	I種		1-29	227,300
		II種		1-19	212,100
		III種		1-9	195,800
	その他	高 校 卒	1-5	189,300	
無線従事者		第1級総合無線通信士	1-29	227,300	
		第1級海上無線通信士			
		第1級陸上無線技術士			
		第2級総合無線通信士	1-13	202,400	
		第2級海上無線通信士			
		第2級陸上無線技術士			
		第1級陸上特殊無線技士			
		航 空 無 線 通 信 士	1-9	195,800	
		第3級総合無線通信士	1-5	189,300	
		第3級海上無線通信士			
		国 内 電 信 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士			
		第4級海上無線通信士			
		第1級海上特殊無線技士			
		そ の 他 の 資 格			

公安職給料表

正規の試験	警察官	1-7	227,600
-------	-----	-----	---------

教育職給料表(1)

教諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。) 栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 実習教諭 実習助手 寄宿舎 指導員	博士課程修了	2-35	307,000
	修士課程修了 専門職学位 課程修了	2-17	271,300
	大学卒	2-5	253,800
	短大卒	1-15	232,400
	大学卒	1-25	248,800
	短大卒	1-15	232,400
	高校卒	1-5	210,300

教育職給料表(2)

教諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。) 栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	博士課程修了	2-47	307,000
	修士課程修了 専門職学位 課程修了	2-29	271,300
	大学卒	2-17	253,800
	短大卒	2-7	236,700
	大学卒	1-25	248,800
	短大卒	1-15	232,400
	高校卒	1-5	210,300

研究職給料表

正規 の 試験	I 種		1-29	235,700
	II 種		1-19	217,200
	III 種		1-9	198,100
そ の 他	博士課程修了 〔大学6卒 後のもの に限る。〕		1-65	277,600
	博士課程修了		1-61	275,200
	修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒		1-41	253,000
	高 校 卒		1-5	189,700

医療職給料表(1)

医 師 歯科医師	博士課程修了	1-37	388,100
	大 学 6 卒	1-13	327,800

医療職給料表(3)

保 健 師	大 学 卒	2-15	260,400
	短 大 3 卒	2-9	254,900
看 護 師	短 大 3 卒	2-9	254,900
	短 大 2 卒	2-5	251,100
准看護師	准看護師養成所卒	1-5	216,300

医療職給料表(2)

薬 剤 師	大 学 6 卒	2-19	251,100
	大 学 4 卒	2-5	234,200
獣 医 師	大 学 6 卒	2-19	251,100
	大 学 4 卒	2-5	234,200
栄 養 士	大 学 卒	2-5	234,200
	短 大 卒	1-15	217,800
診療放射線技師	大 学 卒	2-5	234,200
	短 大 3 卒	1-21	226,500
診療エックス線技師	短 大 卒	1-15	217,800
	大 学 卒	2-5	234,200
臨床検査技師	短 大 3 卒	1-21	226,500
	大 学 卒	2-5	234,200
衛生検査技師	短 大 卒	1-15	217,800
	大 学 卒	2-5	234,200
臨床工学技士	短 大 3 卒	1-21	226,500
	大 学 卒	2-5	234,200
理学療法士 作業療法士	短 大 3 卒	1-21	226,500
	大 学 卒	2-5	234,200
視 能 訓 練 士	短 大 3 卒	1-21	226,500
	大 学 卒	2-5	198,300
言 語 聴 覚 士	短 大 3 卒	1-21	226,500
	大 学 卒	2-5	234,200
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1-21	226,500
	短 大 2 卒	1-15	217,800
	高校専攻科卒	1-11	209,700
歯 科 技 工 士	短 大 2 卒	1-15	217,800
	短 大 3 卒	1-21	226,500
あん摩マッサージ 指 圧 師 は き ゅ う 師 柔 道 整 復 師	短 大 3 卒	1-21	226,500
	短 大 2 卒	1-15	217,800
	高 校 卒	1-5	198,300
そ の 他	高 校 卒	1-5	198,300

(2) 級別職務区分表

(令和7年4月1日現在)

1 行政職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知 事 の 事 務 部 局	本庁	2 級から 10 級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3 級から 10 級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任 主任スポ ーツ医・ 科学専門 員 建築監視 員 主任行政 専門員	主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 専門幹ス ポーツ 医・科学 員 主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任主査 行政専門 員	総括課長 特命参事 技術特命 参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 防災危機 管理監 ふるさと 振興監 少子化対 策監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長 公益法人 コーディネ ーター	総括課長 特命参事 技術特命 参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 防災危機 管理監 ふるさと 振興監 少子化対 策監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長	副部長 副局長 室長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 道路担当 技監 河川港湾 担当技監 まちづく り担当技 監 首席調査 監 首席ふる さと振興 監 首席少子 化対策監 首席 I L C 推進監 参事 技術参事	会計管理者 部長 I L C 推 進局長 出納局長 理事 技監 I L C コ ーディネ ーター	企画理事 部長
	広域振興局			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 整備事務 所次長 ダム管理	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 技術特命 参事 室長	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 技術特命 参事 室長	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
						事務所長 林務出張 所長 主任主査 主任主査 行政専門 員	企画推進 課長 管理主幹 総務課長 （県南の 総務部（総 務センタ ーを除く。）に限 る。） 環境衛生 課長（盛岡 に限る。） 林業振興 課長（盛岡 に限る。） 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 （盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。） 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長	企画推進 課長 管理主幹 総務課長 （県南の 総務部（総 務センタ ーを除く。）に限 る。） 環境衛生 課長（盛岡 に限る。） 林業振興 課長（盛岡 に限る。） 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 （盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。） 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長			
	出 先	東京事務				副部長	部長	部長	所長		
	機関	所									
		東日本大 震災津波 伝承館				事業課長	総務課長	総務課長	副館長		
		消防学校			科主任	副校長	校長	校長			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	先端科学 技術研究 センター					副所長			所長		
	環境保健 研究セン ター					企画情報 部長	副所長	副所長	所長		
	県民生活 センター					次長	所長	所長			
	保健所				課長	副 所 長 (奥州に 限る。) 次長	副 所 長 (奥州に 限る。) 次長	副所長(県 央 に 限 る。)			
	福祉総合 相談セン ター					課長	部長 緊 急 支 援 課長	部長 緊 急 支 援 課長	所長		
	児童相談 所					次長 課長	所長	所長			
	高 等 看 護学院										
	精神保健 福祉セン ター					次長					
	杜陵学園					園長補佐	園長	園長			
	大阪事務所				次長	次長	所長	所長			
	名古屋事 務所					次長	所長	所長			
	福岡事務 所				次長	次長	所長	所長			
	産業技術 短期大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	事務局次長 准教授 専 門 幹 講 師 上席講師	副校長 事務局長 教育部長 教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	校長		
	高等技術 専門学校			科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			
	病虫害防 除所					次長	所長	所長			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	漁業取締 事務所			機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
	生物工学 研究所						所長	所長			
	農業研究 センター					課長	病 害 虫 防 除部長 畜 産 研 究 所次長	病 害 虫 防 除部長 畜 産 研 究 所次長			
	林業技術 センター					企画総務 部長	副所長	副所長			
	水産技術 センター			機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
	内水面水 産技術セ ンター										
	農業大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	准教授 専門幹講 師 上席講師	副校長 事務局長 教授	副校長 事務局長 教授	校長		
	農業改良 普及セン ター					課長 普及サブ センター 所長	所長	所長			
	北上川上 流流域下 水道事務 所					課長	所長	所長			
	花巻空港 事務所					次長	所長	所長			
				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	特命課長 主任主査 主任主査 行政専門 員	特命参事 技 術 特 命 参事	特命参事 技 術 特 命 参事	参事 技術参事		
				主任主事 主任技師	副主任幹 技術幅主幹	専門幹 技術専門 幹 副主任幹 技術幅主幹	主幹 技術主幹 企画指導 監 技術企画 指導監	総括企画 指導監 総括技術 企画指導 監	首席企画 指導監 首席技術 企画指導 監	統括企画 指導監 統括技術 企画指導 監	

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		専門職員				上席特別税務調査員 上席通信技師 上席消防教官 主査通信技師 主任通信技師 主査消防教官 主任消防教官	専門特別税務調査員 専門幹通信技師 専門幹消防教官 上席特別税務調査員 上席通信技師 上席消防教官 主査通信技師 主査消防教官	首席特別税務調査員				
						上席社会福祉主事 上席障害者福祉司 上席児童福祉司 上席相談調査員	専門幹社会福祉主事 専門幹障害者福祉司 専門幹児童福祉司 専門幹相談調査員 専門幹児童心理司 専門幹心理判定員 専門幹児童指導員 専門幹職業指導員 専門幹生活指導員 専門幹児童自立支援員 上席社会					

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
							福祉主事 上席障がい、 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員 上席児童 心理司 上席心理 判定員 上席児童 指導員 上席職業 指導員 上席生活 指導員 上席児童 自立支援 専門員 主査社会 福祉主事 主任社会 福祉主事 主査障がい、 者福祉司 主任障がい、 者福祉司 主査児童 福祉司 主任児童 福祉司 主査相談 調査員 主任相談 調査員 主査児童 心理司 主任児童 心理司	福祉主事 上席障がい、 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員 上席児童 心理司 上席心理 判定員 上席児童 指導員 上席職業 指導員 上席生活 指導員 上席児童 自立支援 専門員 主査社会 福祉主事 主任社会 福祉主事 主査障がい、 者福祉司 主任障がい、 者福祉司 主査児童 福祉司 主任児童 福祉司 主査相談 調査員 主任相談 調査員 主査児童 心理司 主任児童 心理司	首席児童 福祉司 首席児童 指導員				

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					主査心理判定員	主査心理判定員						
					主任心理判定員							
					主査児童指導員	主査児童指導員						
					主任児童指導員							
					主査職業指導員	主査職業指導員						
					主任職業指導員							
					主査生活指導員	主査生活指導員						
					主任生活指導員							
					主査児童自立支援専門員	主査児童自立支援専門員						
					主任児童自立支援専門員							
						上席技術指導員	専門幹技術指導員	首席技術指導員				
							上席技術指導員					
					主査技術指導員	主査技術指導員						
					主任技術指導員							
						上席農業普及員	専門幹農業普及員	首席林業普及指導員				
						上席林業普及指導員	専門幹林業普及指導員					
							専門幹水産業普及指導員					
							専門幹航海士					
							専門幹機関士					
							専門幹通					

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
							信士 上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士	首席水産業普及指導員				
					主査農業普及員 主任農業普及員 主査林業普及指導員 主任林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主任水産業普及指導員 主査航海士 主任航海士 主査機関士 主任機関士 主査通信士 主任通信士	主査農業普及員 主査林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主査航海士 主査機関士 主査通信士						
					主査建築専門員	上席建築専門員 主査建築専門員	専門幹建築員 上席建築専門員					
議会の事務局					主査 主任 主任主事	主任主査 副主任主査	担当課長 専門幹 主任主査 副主任主査	総括課長 課長 主幹	総括課長 課長	次長 参事	事務局長	

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
教育委員会等の事務局等	本庁				文化財専門員(主任相当、主査相当) 主査 主任 主任行政専門員	上席文化財専門員 主任主査 副主任 技術主任 文化財専門員(主査相当) 主査 主査行政専門員	担当課長 特命課長 上席文化財専門員 専門幹 技術専門幹 主任主査 副主任 技術主任 主任主査行政専門員	総括課長 特命参事 教育企画推進監 学校教育企画監 サービス管理監 課長 主幹 技術主幹 企画指導監 技術企画指導監	総括課長 特命参事 教育企画推進監 学校教育企画監 サービス管理監 課長	教育次長 首席サービス管理監 室長 参事	教育局長	
	出先機関	教育事務所			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政専門員	企画総務課長 専門幹 主任主査 副主任 主任主査行政専門員	所長 企画総務課長(盛岡に限る。) 主幹	所長 企画総務課長(盛岡に限る。)	所長(盛岡に限る。)		
	教育機関	総合教育センター			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政専門員	専門幹 主任主査 副主任 主任主査行政専門員	特命参事 総務部長 主幹	特命参事 総務部長			
		生涯学習推進センター			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政専門員	総務部長 専門幹 主任主査 副主任 主任主査行政専門員	主幹				

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	図書館			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門 員	副館長 主幹	副館長			
	博物館								館長		
	美術館								館長		
	埋蔵文化 財センタ ー			文化財専 門員(主任 相当、主査 相当)	上席文化 財専門員 文化財専 門員(主査 相当)	上席文化 財専門員	所長 副所長	所長 副所長			
	野外活動 センター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	次長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門 員	主幹				
	県立学校			主査 主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通言士 主任行政 専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主幹 主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通言士 主査行政 専門員	事務長(6 級及び7 級の欄に 掲げられ ている事 務長を除 く。)船長 専門幹 専門幹航 海士 専門幹機 関士 漁撈長 機関長 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門 員	高等学校又は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、南昌み らい、杜陵、 盛岡農業、 盛岡工業、 盛岡商業、 黒沢尻工 業、水沢、 一関第一、 大船渡、釜 石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。)主幹	高等学校又は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、南昌み らい、杜陵、 盛岡農業、 盛岡工業、 盛岡商業、 黒沢尻工 業、水沢、 一関第一、 大船渡、釜 石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。)			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警察		市町村立 小中学校 及び義務 教育学校			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	事務長 専門幹 主任主査 主任主査 行政専門 員	主幹				
					主任主事 主任技師							
	本 部 等	本部			係長 主査 主査航空 隊整備士	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長 上席航空 隊整備士 主査航空 隊整備士	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 上席航空 隊整備士	課長 科学捜査研 究所長 施設整備室 長 指導監査室 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 営繕・設備 調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 サイバー犯 罪対策官 交通管制官 自動車運転 免許試験場 長	課長 科学捜査研 究所長 施設整備室 長 指導監査室 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 営繕・設備 調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 サイバー犯 罪対策官 交通管制官 自動車運転 免許試験場 長	参事		
		警察学校			係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官			
	警 察 署				係長 主査 主査航海 士 主査機関 士	課長 船長 機関長 上席航海 士 上席機関 士	課長 船長 機関長 上席航海 士 上席機関 士					

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
						係長 主査航海士 主査機関士						
					主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	副主幹 技術副主幹	主幹 技術主幹				
選挙管理委員会 の事務局					主査 主任	主任主査 副主幹 主査	副書記長 主任主査 副主幹	書記長	書記長			
監査委員の 事務局					主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	特命課長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門員	総括課長 主幹 企画指導 監	総括課長	事務局長 参事		
人事委員会 の事務局					主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	担当課長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門員	総括課長 主幹 企画指導 監	総括課長	事務局長 参事		
労働委員会 の事務局					主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	特命課長 専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門員	総括課長 主幹 企画指導 監	総括課長	事務局長 参事		
収用委員会 の事務局					主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	専門幹 主任主査 副主幹 主任主査 行政専門員	事務局長	事務局長	参事		
海工漁					主査	主任主査	事務局次長	事務局長	事務局長	事務局長		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
業調整 委員会 の事務 局				主任	技術主任 主査	技術専門 主任主査 技術主任	技術主幹				

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2 公安職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察	本部	巡査	巡査（巡査長に限る。）	巡査部長 巡査（巡査長に限る。）	警部 警部補 巡査部長 巡査（巡査長に限る。）	警部 警部補	警視 警部（地域調査官、次長、科学捜査研究所副所長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。）	警視（課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、監察官及び安全・安心まちづくり推進室長に限る。）	警視（参事官及び監察課長に限る。）	警視（部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。）
	警察学校						警視			
	警察署						警視 警部（次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。）	警視（署長及び副署長に限る。）		警視（盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州の署長に限る。）

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

3 教育職給料表(1)

区 分			1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
知事の事務局	本庁			専門幹スポーツ振興員 主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員
	出先機関	産業技術短期大学校	講師 技術指導員	専門幹講師 専門幹技術指導員 主査講師 主査技術指導員 主任講師 主任技術指導員 講師 技術指導員		准教授	教授
		農業大学校	講師 行政専門員	専門幹講師 主査講師 主任講師 講師 行政専門員		准教授	教育部長 教授
教育委員会の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席経営指導主事 首席社会教育主事
	教育機関	総合教育センター	研修助手	研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部長
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		生涯学習部長 主任社会教育主事	所長 首席社会教育主事
		図書館					館長
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財セン		社会教育主事			

区 分			1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		ター		社会教育主事補			
		県立高等学校等	教諭 養護教諭 栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭（任用の期限をふさないものに限る。）	指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭 主任指導教諭	校長
			講師 助教諭 養護助教諭 実習教諭 実習助手 寄宿舎指導員	講師（任用の期限を付さないものに限る。） 実習教諭 寄宿舎指導員			
警察	本部等	警察学校				副校長	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	本庁		専門幹スポーツ振興員 主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員
教育委員会の事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡を除く。) 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	教務課長(盛岡に限る。) 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事
	教育機関	総合教育センター	指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進センター	社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博物館	社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館	社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター	社会教育主事 社会教育主事補			
		野外活動センター				所長
		中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長
		市町村立小中学校及び義務教育学校	栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務 部局	本庁		2級から5級ま での欄に掲げる 職以外の職	主任専門学芸 員 専門学芸員	専門幹学芸員 上席専門学芸 員 主任専門学芸 員		
	出先機関	先端科学技術 研究センター					
		環境保健研究 センター			部長	副所長	
		生物工学研究所					
		農業研究センター			室長 県北農業研究 所次長	部長 県北農業研究 所長 畜産研究所次長	所長 畜産研究所長
		林業技術センター			部長	副所長	所長
		水産技術センター			部長	副所長	所長
		内水面水産技 術センター				所長	
		専門職員		主査専門研究員 主任専門研究員 専門研究員	専門幹研究員 上席専門研究員 主査専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員	
教育委員会 の事務局等	本庁			主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員		
	教育機関	博物館		主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員	
		美術館		主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員	
警察	本部	刑事部科学捜 査研究所		主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官	

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	本庁		医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 課長 医務主幹 担当課長	企画理事 部長 技監 副部長 医療政策室長 医務担当技監 総括課長 課長
	広域振興局			課長 医務主幹 医師 歯科医師	保健福祉環境技監 部長 課長 医務主幹	保健福祉環境技監 部長
	出先機関	環境保健研究センター			首席専門研究員	首席専門研究員
		保健所		課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長
		福祉総合相談センター		医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長
		精神保健福祉センター		医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、室付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 学校栄養職員 衛生検査技師	薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 学校栄養職員 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士 心理相談専門員	主査心理相談専門員 主任心理相談専門員 心理相談専門員	主査心理相談専門員 主任心理相談専門員	専門幹心理相談員 上席心理相談専門員 主査心理相談専門員	技術特命参事	技術参事 技術特命参事
		理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士		主査	主査	課長 特命課長 主任主査 主査	技術特命参事 保健福祉室長 環境衛生課長(盛岡に限る。)	技術参事 技術特命参事 保健福祉室長 環境衛生課長(盛岡に限る。)
	出先機関	食肉衛生検査所				課長	所長 副所長	所長 副所長
		保健所				課長	次長	次長
		福祉総合相談センター						
		精神保健福祉センター						
		家畜保健衛生所				課長 次長	所長(中央を除く。) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)
				主査	主査	特命課長 主任主査 主査	技術特命参事	技術参事 技術特命参事
							技術主幹	
		専門職員				専門幹薬剤師 専門幹獣医師 専門幹診療放射線技師 専門幹臨床検査技師 専門幹栄養士 専門幹衛生検査技師 専門幹理学療法士 専門幹言語聴覚士 上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席栄養士		

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
					主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士 薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士	上席衛生検査技師 上席理学療法士 上席言語聴覚士 主査薬剤師 主査獣医師 主査診療放射線技師 主査臨床検査技師 主査栄養士 主査衛生検査技師 主査理学療法士 主査作業療法士 主査理療士 主査言語聴覚士		
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士 栄養士	主任栄養士			

		市町村立小 中学校及び 義務教育学 校		主任学校栄 養職員 学校栄養職員	主任学校栄 養職員			
--	--	------------------------------	--	------------------------	--------------	--	--	--

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
知事の事務 部局	本庁		准看護師	保健師 看護師	保健師 看護師		技術特命参 事	
	広域振興局			主査 保健師 看護師	主査	課長 特命課長 主任主査 主査	技術特命参事 保健福祉室長	
	出先機関	保健所		保健師 看護師		課長	次長	
		福祉総合相 談センター						
		児童相談所						
		高等看護学院		科主任 看護教員	科主任	副学院長 科主任		
		精神保健福 祉センター		保健師				
				主査	主査	特命課長 主任主査 主査	技術特命参 事	
							技術主幹	
		専門職員		主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	専 門 幹 保 健 師 専門幹看護教 員 専 門 幹 看 護 師 上席保健師 上席看護教員 上席看護師 主査保健師 主査看護教員 主査看護師		
教育委員会 の事務局	本庁	教職員課		保健師	主査保健師 主任保健師 保健師	主査保健師 主任保健師	専 門 幹 保 健 師 上席保健師 主査保健師	
警察	本部	警務部厚生課		保健師	主査保健師 保健師	主査保健師	上席保健師 主査保健師	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは所付けの職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

(3) 給料の特別調整額
給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）
別表第1（第2条関係）

（令和7年4月1日現在）

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事 の 事 務 部 局	本庁	企 画 理 事 部 長 会 計 管 理 者 I L C 推 進 局 長 出 納 局 長	理 事 技 監 副 部 長 副 局 長 首 席 調 査 監 首 席 ふ る さ と 振 興 監 首 席 少 子 化 対 策 監 首 席 I L C 推 進 監 環 境 担 当 技 監 医 務 担 当 技 監 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 道 路 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 ま ち つ く り 担 当 技 監	室 長 参 事 技 術 参 事 総 括 課 長（政策企 画課、人事課及び 財政課に限る。）	総 括 課 長 総 括 調 査 監 総 務 事 務 セ ン タ ー 所 長 総 括 危 機 管 理 監 首 席 ス ポ ー ツ 振 興 専 門 員 医 師 支 援 推 進 監 競 馬 改 革 推 進 監 会 計 指 導 監 特 命 参 事 技 術 特 命 参 事	調 査 監 儀 典 調 整 監 防 災 危 機 管 理 監 ふ る さ と 振 興 監 少 子 化 対 策 監 I L C 推 進 監 課 長	担 当 課 長
	広域振 興局	局 長 副 局 長	副 局 長 保 健 福 祉 環 境 技 監（盛岡に限る。） 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 県 税 部 長（盛岡に限る。） 保 健 福 祉 環 境 部 長（盛岡及び県南に限る。） 農 政 部 長 林 務 部 長（盛岡に限る。） 水 産 部 長（沿岸に限る。） 土 木 部 長	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 県 税 部 長（盛岡に限る。） 保 健 福 祉 環 境 部 長（盛岡及び県南に限る。） 農 政 部 長 林 務 部 長（盛岡に限る。） 水 産 部 長（沿岸に限る。） 土 木 部 長	県 税 部 長（盛岡を除く。） 保 健 福 祉 環 境 部 長（盛岡及び県南を除く。） 農 林 部 長 林 務 部 長（盛岡を除く。） 水 産 部 長（県北に限る。） 審 査 指 導 監（盛岡に限る。） 特 命 参 事 技 術 特 命 参 事 復 興 推 進 室 長 納 税 室 長 課 税 室 長 保 健 福 祉 室 長（盛岡に限る。） 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長	審 査 指 導 監（盛岡を除く。） 産 業 振 興 室 長 県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長（盛岡を除く。） 農 村 整 備 室 長（沿岸及び県北に限る。） 企 画 推 進 課 長 管 理 主 幹 総 務 課 長（総務部（総務センターを除く。）に限る。） 環 境 衛 生 課 長（盛岡に限る。） 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長（盛岡に限る。） 水 産 調 整 課 長	

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				農 村 整 備 室 長 （盛岡及び県南に限る。） 管 理 用 地 室 長 道 路 都 市 室 長 流 域 治 水 室 長 建 築 住 宅 室 長 セ ン タ ー 所 長 （千厩土木センターを除く。）	副 部 長 用 地 課 長（盛岡及び花巻土木センターに限る。） 調 整 課 長 セ ン タ ー 所 長 （千厩土木センターに限る。） センター副所長 林 務 室 長 整備事務所長 普及サブセンター所長 林務出張所長	
広域振興局以外の出先機関		東 京 事 務 所 長 東日本大震災津波伝承館副館長 環境保健研究センター所長 保健所長（県央に限る。） 福祉総合相談センター所長 産業技術短期大学校長 農業研究センター所長 林業技術センター所長 水産技術センター所長 農 業 大 学 校 長	先端科学技術研究センター所長 食肉衛生検査所長 保健所長（奥州に限る。） 保健所副所長 産業技術短期大学副校長 家畜保健衛生所長（中央に限る。） 農業研究センター畜産研究所長 参事 技術参事	東京事務所の部長 東日本大震災津波伝承館総務課長 消 防 学 校 長 食肉衛生検査所副所長 環境保健研究センター副所長 県民生活センター所長 保健所長（県央及び奥州を除く。） 保健所次長（奥州を除く。） 福祉総合相談センターの部長 児 童 相 談 所 長 精神保健福祉センター所長 杜 陵 学 園 長 大 阪 事 務 所 長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大学校事務局長 産業技術短期大学校教育部長 高等技術専門校長 病虫害防除所長	保健所次長（奥州に限る。） 緊急支援課長 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 農業大学校教育部長 農業改良普及センター普及サブセンター所長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
					家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所次長(中央に限る。) 漁業取締事務所長 生物工学研究所長 農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業改良普及センター所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長 特命参事 技術特命参事		
議会の事務局		事務局長	次長	参事	総括課長	課長	担当課長
教育委員の事務局等	本庁	教育局長	教育次長 首席服務管理監	室長 参事 総括課長（教職員課に限る。）	総括課長 教育企画推進監 学校教育企画監 特命参事	服務管理監 課長	担当課長
	出先機関		教育事務所長（盛岡に限る。）		教育事務所長 教育事務所企画総務課長（盛岡に限る。）	教育事務所教務課長（盛岡に限る。）	
	教育機関		総合教育センター所長 図書館長 博物館長 美術館長		生涯学習推進センター所長 図書館副館長 埋蔵文化財センター所長 野外活動センター所長 特命参事	総合教育センターの部長 埋蔵文化財センター副所長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
	県立学校					校長 高等学校又は特別支援学校の事務長（盛岡第一、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業及び盛岡となん支援に限る。）	副校長 教頭 高等学校又は特別支援学校の事務長（南昌みらい、杜陵、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援及び花巻清風支援に限る。） 船長
警察	本部等		部長 警察学校長 参事官（首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。）	参事官 参事 課長（監察課長に限る。）	課長 監察官 科学捜査研究所長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 検視官室長（警視である検視官室長に限る。）	公安委員会補佐室長 取調べ監督室長 警務調査官 企画室長 人事調査官 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設整備室長 営繕・設備調査官 指導監査室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 安全・安心まちづくり推進室長 生活安全調査官 地域実務指導室長 地域調査官 人身安全対策官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバー犯罪対策官 刑事指導官 機動捜査隊長 検視官室長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官 意見聴取官 交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜査統括官 交通聴聞官 自動車運転免許試験場長 高速道路交通調査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ対策室長 警備管理官 災害対策室長 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州に限る。）	署長（岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官 交通官	
選挙 管理 委員会					書記長		
監査 委員 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		
人事 委員 会 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		担当課長
労働 委員 会 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		
収用 委員 会 の 事務局				参事	事務局長		

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
海区漁業調整委員会事務局					事務局長		

- 備考 1 2 種から 6 種までの欄に掲げる職（第 2 条第 2 項ただし書の規定に基づき、別表第 1 に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より 1 種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より 1 種上位の区分とすることができる。
- 2 1 種から 5 種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の 1 種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

ア 行政職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあっては、62,300 円
	6 種	44,500 円
6 級	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあっては、58,900 円
	6 種	42,100 円
5 級	5 種	48,400 円
	6 種	40,400 円
4 級	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

イ 公安職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

ウ 教育職給料表（1）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあっては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあっては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、高等学校等の教頭の職にあっては 35,700 円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにあっては 53,500 円

エ 教育職給料表（2）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	4 種	70,100 円
	5 種	52,600 円
3 級	6 種	43,100 円

オ 研究職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	1 種	136,300 円
	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第5のア医療職給料表(1)の職務の級3級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
	6 種	51,600 円
2 級	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、
当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、
当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特
別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特
別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

(4) 職員の昇格実施基準

(令和7年4月1日現在)

給料表	職務	昇格前	昇格後	要件
行政職	総括課長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主任・技術副主任	4～	5～	在職3年以上
	主査	3～ 3-41(12)	4～ 4～	役職5年以上 役職2年以上
	主事・技師 (任命権者通知)	1～	2～	大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警部	4-45(12)	5～	在職3年以上
	警部補	4-65(12)	5～	在職7年以上
	巡査部長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡査長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所長・副所長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課長・主幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～ 4-29(12) 3～ 3-33(12)	5～ 5～ 4～ 4～	役職4年以上 又は 在級3年以上 役職1年以上 役職1年以上
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2～	3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
	診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上
医療職 (3)	主査・科主任・主査保健師等	4～ 3～ 3-45(12)	5～ 4～ 4～	在級1年以上 役職2年以上
	主任保健師等	3～ 3-45(12)	4～ 4～	役職2年以上
	保健師・看護師	2～	3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上
	准看護師	1～	2～	准看護師養成所卒 経験7年以上

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(令和7年4月1日現在))

組 織		職 員																																													
議会事務局		事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査（人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。）																																													
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 I L C推進局長 出納局長 理事技監 統括企画指導監 統括技術企画指導監 副部長 副局長 担当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと振興監 首席少子化対策監 首席 I L C推進監 首席企画指導監 首席技術企画指導監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センター所長 総括危機管理監 医師支援推進監 競馬改革推進監 会計指導課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 秘書課の特命課長 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 職員育成課長 給与人事担当課長 組織担当課長 人事課の特命課長 調査担当課長 予算担当課長 財政課の特命課長 経営推進担当課長 行財政企画担当課長 管財課の管理担当課長及び特命課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査（部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 政策企画部の主任主査及び主査（調査に関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 行政経営推進課の主任主査及び主査（行政経営又は行財政改革に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長																																													
	出先機関	<table><tr><td>広域振興局</td><td>局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 総務課長 林務出張所長</td></tr><tr><td>東京事務所</td><td>所長 部長</td></tr><tr><td>東日本大震災津波伝承館</td><td>副館長 総務課長</td></tr><tr><td>消防学校</td><td>校長</td></tr><tr><td>先端科学技術研究センター</td><td>所長 副所長</td></tr><tr><td>食肉衛生検査所</td><td>所長</td></tr><tr><td>環境保健研究センター</td><td>所長 副所長 企画情報部長</td></tr><tr><td>県民生活センター</td><td>所長</td></tr><tr><td>保健所</td><td>所長 副所長 次長</td></tr><tr><td>福祉総合相談センター</td><td>所長 部長 総務課長</td></tr><tr><td>児童相談所</td><td>所長 総務保護課長</td></tr><tr><td>高等看護学院</td><td>学院長 事務長</td></tr><tr><td>精神保健福祉センター</td><td>所長</td></tr><tr><td>杜陵学園</td><td>園長</td></tr><tr><td>大阪事務所</td><td>所長</td></tr><tr><td>名古屋事務所</td><td>所長</td></tr><tr><td>福岡事務所</td><td>所長</td></tr><tr><td>産業技術短期大学校</td><td>校長 副校長 事務局長 教育部長</td></tr><tr><td>高等技術専門学校</td><td>校長</td></tr><tr><td>病虫害防除所</td><td>所長</td></tr><tr><td>家畜保健衛生所</td><td>所長</td></tr><tr><td>漁業取締事務所</td><td>所長 はやちね及び岩鷲の船長</td></tr><tr><td>生物工学研究所</td><td>所長</td></tr></table>	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 総務課長 林務出張所長	東京事務所	所長 部長	東日本大震災津波伝承館	副館長 総務課長	消防学校	校長	先端科学技術研究センター	所長 副所長	食肉衛生検査所	所長	環境保健研究センター	所長 副所長 企画情報部長	県民生活センター	所長	保健所	所長 副所長 次長	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長	児童相談所	所長 総務保護課長	高等看護学院	学院長 事務長	精神保健福祉センター	所長	杜陵学園	園長	大阪事務所	所長	名古屋事務所	所長	福岡事務所	所長	産業技術短期大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長	高等技術専門学校	校長	病虫害防除所	所長	家畜保健衛生所	所長	漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷲の船長	生物工学研究所
広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 総務課長 林務出張所長																																														
東京事務所	所長 部長																																														
東日本大震災津波伝承館	副館長 総務課長																																														
消防学校	校長																																														
先端科学技術研究センター	所長 副所長																																														
食肉衛生検査所	所長																																														
環境保健研究センター	所長 副所長 企画情報部長																																														
県民生活センター	所長																																														
保健所	所長 副所長 次長																																														
福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長																																														
児童相談所	所長 総務保護課長																																														
高等看護学院	学院長 事務長																																														
精神保健福祉センター	所長																																														
杜陵学園	園長																																														
大阪事務所	所長																																														
名古屋事務所	所長																																														
福岡事務所	所長																																														
産業技術短期大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長																																														
高等技術専門学校	校長																																														
病虫害防除所	所長																																														
家畜保健衛生所	所長																																														
漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷲の船長																																														
生物工学研究所	所長																																														

組		織	職	員
		農業研究センター	所長 畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長	
		林業技術センター	所長 副所長 企画総務部長	
		水産技術センター	所長 副所長 総務部長 岩手丸及び北上丸の船長	
		内水面水産技術センター	所長	
		農業大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長	
		農業改良普及センター	所長 普及サブセンター所長	
		北上川上流流域下水道事務所	所長 経営総務課長	
		花巻空港事務所	所長	
		教育委員会 の事務局等	事務局	本庁
教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事			
教育機関	総合教育センター		所長 総務部長	
	生涯学習推進センター		所長	
	図書館		館長 副館長	
	博物館		館長	
	美術館		館長	
	野外活動センター		所長 次長	
	中学校		校長 副校長 教頭 事務長	
	高等学校		校長 副校長 事務長 りあす丸及び海翔の船長	
特別支援学校	校長 副校長 事務長			
選挙管理委員会事務局			書記長	
監査委員事務局			事務局長 総括課長 監査第一課の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）	
人事委員会事務局			事務局長 総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
労働委員会事務局			事務局長 総括課長 特命課長 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）	
収用委員会事務局			事務局長	
海区漁業調整委員会事務局			事務局長	

6 市町村分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(令和6年5月10日改正))

別表第1 市町村 (第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務 部局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 次長 推進監 課長 所長 総務課の係長 (人事、給与、服務、職員団体又は法規審査の事務を担当する者に限る。) 財政課の財政係長 契約管財課の係長 (庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書課の秘書係長
	福祉事務所	所長
	総合事務所	所長
	保育所	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
	保健センター	所長 (宮古保健センターの所長に限る。)
教育委員会 の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の係長 (人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

2 大船渡市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務 部局	本庁	会計管理者 部長 室長 課長 所長 次長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐 (人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。) 及び人事係長 財政課の課長補佐 (予算の事務を担当する者に限る。) 及び財政係長
	福祉事務所	所長
	三陸支所	支所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会 の事務局等	本庁	教育次長 課長 教育総務課の課長補佐 (人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務 部局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長 (市民生活総合相談センター及びこども家庭センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐及び法規文書係長 人事課の課長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐 (庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書政策課の課長補佐 (秘書の事務を担当する者に限る。) 及び秘書係長 財政課の課長補佐 (予算の事務を担当する者に限る。) 及び財政係長 法務専門監 財務専門監 ICT政策推進監
	総合支所	支所長 課長
	清掃センター	所長
	保健センター	所長
教育委員会 の事務局等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐 (人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。)
	博物館	副館長
	保育園	園長 (西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、大迫保育園、上瀬保育園及び成島保育園の園長に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長 (花巻学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。)
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

4 北上市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 参事 技監 課長 所長 政策企画課の課長補佐、秘書係長及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 都市プロモーション課の課長補佐及び情報政策推進室情報管理係長 財政課の課長補佐及び財政係長 資産経営課の主幹、課長補佐及び管財係長 子育て支援課の保育指導副主幹 こども家庭センターの主幹
	保育園	園長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐及び総務係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	学校給食センター	所長
	中央図書館	館長
	博物館	館長
	鬼の館	館長
	埋蔵文化財センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

5 久慈市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 所長（地域包括支援センター及び子育て世代包括支援センターの所長に限る。） 室長 総務課の係長 財政課の係長
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	事務長
	保育園	園長（小久慈保育園の園長に限る。）
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

6 遠野市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の副主幹（秘書の事務を担当する者に限る。） 財政課の課長補佐及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	市民センター	所長 課長 室長
	支所	支所長
	診療所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 室長 学校総務課の課長補佐
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

7 一関市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務局	本庁	市長公室長 部長 特命部長 統括監 参事 会計管理者 部次長 室次長 保健師長 副参事 課長 管理監 技術担当課長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長 職員課の課長補佐、人事研修係長及び給与厚生係長
	支所	支所長 支所次長 課長 技術担当課長 室長
	保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
	診療所	所長 歯科部長 事務長
	歯科診療所	所長

組 織		職 員
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、興田保育園、猿沢保育園、渋民保育園、千厩保育園、奥玉保育園、小梨保育園、松川保育園及び新沼保育園の園長に限る。）
	認定こども園	園長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育次長 参事 副参事 課長 推進監 教育総務課の課長補佐（人事及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び庶務係長 学校教育課の主
	小学校及び中学校	校長 副校長
	図書館	館長（一関図書館の館長に限る。）
	博物館	次長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務 部局	本庁	理事 部長 局長 次長 課長 室長 会計管理者 企画調整監 政策推進室の室長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務 部局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務局長（復興推進本部の事務局長に限る。） 会計管理者 部次長 課長 室長（新市庁舎建設推進室、国土調査推進室及び生活支援室の室長に限る。） 総合政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 総務課の課長補佐、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	園長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育部長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

10 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 副局長 次長
市長の事務 部局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 総合政策課の秘書係長 総務課の給与厚生係長、行政係長及び人事係長 財政課の財産管理係長及び財政係
	総合支所	支所長 次長 課長
	福祉事務所	所長
	健康福祉支援センター	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
	保育園	園長
教育委員会 の事務局等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画課の教育企画係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

11 八幡平市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長
	総合支所	総合支所長
	福祉事務所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

12 奥州市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 参事 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 課長 未来羅針盤課の秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	総合支所	総合支所長 副支所長 グループ長
	福祉事務所	所長
	認定こども園	園長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 教育総務課の課長補佐
	支所	支所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長（担当課長を除く。） 教育総務課の総括主査（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
教育委員会の事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

14 雫石町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐、副主任（秘書、人事、給与、服務、職員団体、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）、職員係長、行政庶務係長及び財産管理係長 総合政策課の課長補佐、副主任（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
	診療所	所長 副所長 事務長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

15 葛巻町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務局	本庁	参事 課長 会計管理者 政策秘書課の室長及び人事秘書係長 総務課の室長及び財政係長
	病院	名誉院長 病院長 理事 副院長 科長 事務局長 総看護師長 看護師長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

16 岩手町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	課長 会計管理者 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 所長
	事務局	課長
教育委員会 の事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局		事務局長

17 紫波町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	会計管理者 部長 課長 総務課の副課長、総務係長及び職員係長 財政課の副課長及び財産管理係長
	情報交流館	事務局長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育部長 課長
	保育所	所長（古館保育所の所長に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

18 矢巾町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	政策推進監 会計管理者 課長 出納室長 総務課の課長補佐及び係長（人事、給与、服務及び職員団体の事務を担当する者に限る。）
	事務局	課長
教育委員会 の事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食共同調理場	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

19 西和賀町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	課長 会計管理者 室長 主幹 推進監 総務課の課長代理（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	病院	病院長 副院長 科長 医長 総看護師長 副総看護師長 看護師長 事務長
教育委員会 の事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

20 金ケ崎町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	会計管理者 参事 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
	保健福祉センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
農業委員会の事務局	認定こども園	園長（南方幼稚園の園長に限る。）
		事務局長

21 平泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

22 住田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
	事務局	教育次長
教育委員会 の事務局等	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

23 大槌町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	会計管理者 参与 技監 参事 課長 室長 総務課の主幹
	事務局	教育次長 課長
教育委員会 の事務局等	義務教育学校	校長 副校長
	監査委員の事務局	室長
農業委員会の事務局		事務局長

24 山田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	会計管理者 課長 主幹 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長
教育委員会 の事務局等		小学校及び中学校 校長 副校長

25 岩泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	会計管理者 課長 総務課の総括室長
	認定こども園	園長（いわいずみこども園に限る。）
	歯科診療所	所長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

26 田野畑村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務 部局	本庁	会計管理者 課長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

27 普代村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務 部局	本庁	会計管理者 課長 室長
	保健センター	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

28 軽米町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	会計管理者 課長 主幹（秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	保育園	園長
	認定こども園	園長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育次長 主幹（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

29 野田村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部局		会計管理者 課長 室長
教育委員会 の事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務 部局	本庁	会計管理者 課長 室長
	事務局	教育次長
教育委員会 の事務局等		小学校及び中学校 校長 副校長

31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健師長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 科長 科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
	事務局	課長
教育委員会 の事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	監査委員の事務局	事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

32 一戸町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務 部局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 室長 主幹 総務課の課長補佐
	事務局	教育部長 課長 室長
教育委員会 の事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	食育センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1 岩手県市町村総合事務組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 事務局次長 会計管理者

2 北上地区広域行政組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 主幹 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

3 二戸地区広域行政事務組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 事務局長補佐 会計管理者 課長 室長 所長 主幹 課長補佐

4 盛岡北部行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

5 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長

6 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 技監 事務局次長 所長

7 岩手県競馬組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 部長

8 大船渡地区環境衛生組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

9 釜石大槌地区行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長

10 宮古地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長 総務課の庶務係長

11 岩手県自治会館管理組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

12 岩手中部広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 主幹

13 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 所長

14 岩手沿岸南部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

15 奥州金ヶ崎行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の主幹及び課長補佐（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）

16 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 所長

別表第3 広域連合（第2条関係）

1 気仙広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	課長

2 久慈広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

(6) 登録職員団体一覧

令和7年4月1日現在

登録 番号	登録年月日	職員団体名	法人格 の有無	代表者	組合 員数
1	S41. 10. 12	岩手県教職員組合	有	佐藤 工	2,656
2	S41. 10. 11	岩手県高等学校教職員組合	有	村上智加子	2,695
3	S41. 10. 11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	神久保貴幸	39
4	S41. 10. 11	岩手県立学校事務職員組合	有	水野鉄也	51
11	S41. 10. 29	矢巾町職員労働組合	有	宮 一隆	152
14	S41. 12. 14	滝沢市職員組合	有	海老澤 愛	211
15	S41. 12. 15	岩手県職員労働組合	有	小田嶋智昭	1,663
16	S41. 12. 15	紫波町職員労働組合	有	高杉 佑	97
19	S42. 1. 24	大船渡市役所職員組合		佐藤 淳	332
20	S42. 2. 10	陸前高田市職員労働組合	有	佐々木武晴	77
23	S41. 10. 8	金ヶ崎町職員労働組合		亀井 淳	158
35	S45. 2. 24	田野畑村職員組合		角舘 尚	9
36	S45. 5. 6	軽米町役場職員労働組合	有	鶴飼義信	94
41	S46. 2. 9	普代村職員組合		森田 陽	42
42	S48. 5. 8	住田町職員組合		紺野 憲	82
44	S54. 7. 4	岩手県競馬組合職員組合		横澤智幸	17
45	S55. 7. 23	宮古地区広域行政職員労働組合		盛合龍司	12
48	H3. 12. 19	北上市職員労働組合		千葉 猛	473
51	H12. 9. 22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		鈴木伸司	21
54	H17. 8. 8	宮古市職員労働組合		大越 公	469
55	H17. 11. 25	遠野市職員労働組合		菊池喜彦	182
56	H17. 12. 22	一関市職員労働組合	有	熊谷公彦	680
57	H18. 3. 3	自治労奥州市職員労働組合		中川優真	208
58	H18. 3. 3	自治労西和賀町職員労働組合		高橋茂和	38
59	H18. 5. 9	自治労連西和賀町職員組合		藤原 伸	71
60	H18. 6. 20	奥州市職員労働組合	有	後藤仁一	460
61	H19. 3. 14	久慈市職員労働組合		馬内 悟	214
62	H19. 3. 27	二戸市職員労働組合		小坂修策	120
63	H20. 8. 28	八幡平市職員組合	有	松村利紀	174
64	H21. 3. 12	平泉町職員組合		千葉武裕	115
65	H23. 3. 16	自治労八幡平市職員労働組合		西田光吉	58
66	H24. 3. 19	花巻市職員労働組合	有	高橋宏和	618
67	R6. 9. 27	IRIS岩手		加藤豊裕	5
計		33団体			

(7) 号別区分表

(令和7年3月17日付け人委職第254号 岩手県人事委員会委員長通知(令和7年4月1日施行))

1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	東日本大震災津波伝承館 消防学校 先端科学技術研究センター 環境保健研究センター 高等看護学院[3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学校水沢校 高等技術専門校[3]あ生物工学研究所 農業研究センター(畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所(畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所あ林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校(分校は本校を含む。)[63] 特別支援学校(分校は本校を含む。)[14] 総合教育センターア生涯学習推進センター 野外活動センター 図書館 警察学校	103
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局(行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室及び整備事務所を除く。)[4] 行政センター[10] 県南広域振興局農政部農村整備室 整備事務所 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター(障がい保健福祉部を除く。) 児童相談所[2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病虫害防除所 家畜保健衛生所[3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター(普及サブセンターを含む。)[9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所[6] 選挙管理委員会事務局あ人事委員会事務局 監査委員事務局 警察本部(鉄道警察隊、機動捜査隊及び警察航空隊を含む。)あ運転免許課(自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊(分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊(分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊 警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)[16] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	75
			178

2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	流域下水道事務所	1
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○平泉世界遺産ガイドランスセンター ○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家[3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター	10
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター[9] 食肉衛生検査所 保健所[9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院[20] 附属診療所[8] 特別支援学校寄宿舎[8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			89

注1 []内の数は事業又は事務所数を示すものである。

2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。

(8) 市町村等公平事務受託状況一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	受託市町村等		公平委員会	
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	13	盛岡市	1
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15		
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4		
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 滝沢・雫石環境組合	18	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合 盛岡広域環境組合	3
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3		
計	13市 15町 4村 18一部事務組合 3広域連合	53	1市 3組合	4